

中華人民共和国会社法 (2023 年改正)

(2024 年 2 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所

本資料はジェトロが北京環球法律事務所に委託して作成しました。同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原文は中国全国人民代表大会のウェブサイト (http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433999.html) でご覧いただけます。

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一章 总则</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>第一条 为了规范公司的组织和行为，保护公司、股东、职工和债权人的合法权益，完善中国特色现代企业制度，弘扬企业家精神，维护社会经济秩序，促进社会主义市场经济的发展，根据宪法，制定本法。</p>	<p>第一条 会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主、従業員及び債権者の合法的權益を保護し、中国の特色ある現代企業制度を整備し、企業家精神を發揚し、社会經濟秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。</p>
<p>第二条 本法所称公司，是指依照本法在中华人民共和国境内设立的有限责任公司和股份有限公司。</p>	<p>第二条 本法にいう会社とは、本法により中華人民共和國国内に設立される有限責任公司及び股份有限公司をいう。</p>
<p>第三条 公司是企业法人，有独立的法人财产，享有法人财产权。公司以其全部财产对公司的债务承担责任。</p> <p>公司的合法权益受法律保护，不受侵犯。</p>	<p>第三条 会社は企業法人であり、独立の法人財産を有し、法人財産権を享受する。会社は、そのすべての財産をもって会社の債務について責任を負う。</p> <p>会社の合法的權益は、法律の保護を受け、侵害されない。</p>
<p>第四条 有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限对公司承担责任；股份有限公司的股东以其认购的股份为限对公司承担责任。</p> <p>公司股东对公司依法享有资产收益、参与重大决策和选择管理者等权利。</p>	<p>第四条 有限責任会社の株主は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う。股份有限公司の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。</p> <p>会社の株主は、会社に対して法により資産の受益、重要な意思決定への参加及び管理者の選任等の権利を享受する。</p>
<p>第五条 设立公司应当依法制定公司章程。公司章程对公司、股东、董事、监事、高级管理人员具有约束力。</p>	<p>第五条 会社を設立する場合、法により会社定款を制定しなければならない。会社定款は、会社、株主、董事、監事、高級管理職に対して拘束力を有する。</p>
<p>第六条 公司应当有自己的名称。公司名称应当符合国家有关规定。</p> <p>公司的名称权受法律保护。</p>	<p>第六条 会社は、自らの名称を有しなければならない。会社の名称は、国の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>会社の名称権は、法律の保護を受ける。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第七条 依照本法设立的有限责任公司，应当在公司名称中标明有限责任公司或者有限公司字样。</p> <p>依照本法设立的股份有限公司，应当在公司名称中标明股份有限公司或者股份公司字样。</p>	<p>第七条 本法により設立される有限責任会社は、会社の名称において有限責任会社又は有限会社の文字を明示しなければならない。</p> <p>本法により設立される股份有限公司は、会社の名称において股份有限公司又は股份会社の文字を明示しなければならない。</p>
<p>第八条 公司以其主要办事机构所在地为住所。</p>	<p>第八条 会社は、その主たる事務機構の所在地を住所とする。</p>
<p>第九条 公司的经营范围由公司章程规定。公司可以修改公司章程，变更经营范围。</p> <p>公司的经营范围中属于法律、行政法规规定须经批准的项目，应当依法经过批准。</p>	<p>第九条 会社の経営範囲は、会社定款により定める。会社は、会社定款を修正し、経営範囲を変更することができる。</p> <p>会社の経営範囲のうち、法律、行政法規が認可を得なければならないと定める項目については、法により認可を得なければならない。</p>
<p>第十条 公司的法定代表人按照公司章程的规定，由代表公司执行公司事务的董事或者经理担任。</p> <p>担任法定代表人的董事或者经理辞任的，视为同时辞去法定代表人。</p> <p>法定代表人辞任的，公司应当在法定代表人辞任之日起三十日内确定新的法定代表人。</p>	<p>第十条 会社の法定代表者は、会社定款の規定に従い、会社を代表して会社事務を執行する董事又は経理が務める。</p> <p>法定代表者を務める董事又は経理が辞任する場合、同時に法定代表者を辞するものとみなす。</p> <p>法定代表者が辞任した場合、会社は、法定代表者の辞任日から30日以内に新たな法定代表者を確定しなければならない。</p>
<p>第十一条 法定代表人以公司名义从事的民事活动，其法律后果由公司承受。</p> <p>公司章程或者股东会对法定代表人职权的限制，不得对抗善意相对人。</p> <p>法定代表人因执行职务造成他人损害的，由公司承担民事责任。公司承担民事责任后，依照法律或者公司章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。</p>	<p>第十一条 法定代表者が会社の名義で行った民事活動について、その法律上の結果は会社が負担する。</p> <p>会社定款又は株主会による法定代表者の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。</p> <p>法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合、会社が民事責任を負う。会社は、民事責任を負った後、法律又は会社定款の規定により、過失のある法定代表者に求償することができる。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第十二条 有限责任公司变更为股份有限公司，应当符合本法规定的股份有限公司的条件。股份有限公司变更为有限责任公司，应当符合本法规定的有限责任公司的条件。</p> <p>有限责任公司变更为股份有限公司的，或者股份有限公司变更为有限责任公司的，公司变更前的债权、债务由变更后的公司承继。</p>	<p>第十二条 有限責任公司を股份有限公司に変更する場合、本法に定める股份有限公司の条件に合致しなければならない。股份有限公司を有限責任公司に変更する場合、本法に定める有限責任公司の条件に合致しなければならない。</p> <p>有限責任公司を股份有限公司に変更する場合、又は股份有限公司を有限責任公司に変更する場合、会社変更前の債権、債務は、変更後の会社が承継する。</p>
<p>第十三条 公司可以设立子公司。子公司具有法人资格，依法独立承担民事责任。</p> <p>公司可以设立分公司。分公司不具有法人资格，其民事责任由公司承担。</p>	<p>第十三条 会社は、子会社を設立することができる。子会社は法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。</p> <p>会社は、支店を設立することができる。支店は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。</p>
<p>第十四条 公司向其他企业投资。</p> <p>法律规定公司不得成为对所投资企业的债务承担连带责任的出资人的，从其规定。</p>	<p>第十四条 会社は、その他の企業に投資することができる。</p> <p>会社が投資先企業の債務につき連帯責任を負う出資者となってはならないと法律が定める場合、その規定に従う。</p>
<p>第十五条 公司向其他企业投资或者为他人提供担保，按照公司章程的规定，由董事会或者股东会决议；公司章程对投资或者担保的总额及单项投资或者担保的数额有限额规定的，不得超过规定的限额。</p> <p>公司为公司股东或者实际控制人提供担保的，应当经股东会决议。</p> <p>前款规定的股东或者受前款规定的实际控制人支配的股东，不得参加前款规定事项的表决。该项表决由出席会议的其他股东所持表决权的过半数通过。</p>	<p>第十五条 会社がその他の企業に投資し、又は他人のために担保を提供する場合、会社定款の規定に従い、董事会又は株主会が決議を行う。会社定款が投資又は担保の総額及び単一の投資又は保証の金額について限度額を定めている場合、所定の限度額を超えてはならない。</p> <p>会社が会社の株主又は実質的支配者のために担保を提供する場合、株主会の決議を経なければならない。</p> <p>前項に定める株主又は前項に定める実質的支配者の支配を受ける株主は、前項に定める事項についての議決に参加することができない。当該議決は、会議に出席するその他の株主の保有する議決権の過半数によって採択する。</p>
<p>第十六条 公司应当保护职工的合法权益，依法与职工签订劳动合同，参加社会保险，加强劳动保护，实现安全生产。</p>	<p>第十六条 会社は、従業員の合法的權益を保護し、法により従業員と労働契約を締結し、社会</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>公司应当采用多种形式，加强公司职工的职业教育和岗位培训，提高职工素质。</p>	<p>保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現しなければならない。</p> <p>会社は、多様な形式を採用し、会社の従業員の職業教育及び職業訓練を強化し、従業員の資質を向上させなければならない。</p>
<p>第十七条 公司职工依照《中华人民共和国工会法》组织工会，开展工会活动，维护职工合法权益。公司应当为本公司工会提供必要的活动条件。公司工会代表职工就职工的劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生和保险福利等事项依法与公司签订集体合同。</p> <p>公司依照宪法和有关法律的规定，建立健全以职工代表大会为基本形式的民主管理制度，通过职工代表大会或者其他形式，实行民主管理。</p> <p>公司研究决定改制、解散、申请破产以及经营方面的重大问题、制定重要的规章制度时，应当听取公司工会的意见，并通过职工代表大会或者其他形式听取职工的意见和建议。</p>	<p>第十七条 会社の従業員は、「中華人民共和國労働組合法」により労働組合を結成し、労働組合活動を展開し、従業員の合法的權益を擁護する。会社は、自社の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。会社の労働組合は、従業員を代表して、従業員の労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生及び保険・福利等に関する事項について法により会社と集団契約を締結する。</p> <p>会社は、憲法及び関連法律の規定により、従業員代表大会を基本形式とする民主的な管理制度を確立・整備し、従業員代表大会又はその他の形式を通じて、民主的な管理を実行する。</p> <p>会社は、会社形態の変更、解散、破産申請及び経営面の重大問題について検討・決定し、又は重要な規則制度を制定する場合、会社の労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。</p>
<p>第十八条 在公司中，根据中国共产党章程的规定，设立中国共产党的组织，开展党的活动。公司应当为党组织的活动提供必要条件。</p>	<p>第十八条 会社内においては、中国共産党規約の規定に基づき中国共産党の組織を設立し、党の活動を展開する。会社は、党組織の活動に必要な条件を提供しなければならない。</p>
<p>第十九条 公司从事经营活动，应当遵守法律法规，遵守社会公德、商业道德，诚实守信，接受政府和社会公众的监督。</p>	<p>第十九条 会社は、経営活動に従事するにあたり、法律法規を遵守し、社会公德、商業道德を遵守し、誠実に信用を守り、政府及び社会公衆の監督を受け入れなければならない。</p>
<p>第二十条 公司从事经营活动，应当充分考虑公司职工、消费者等利益相关者的利益以及生态环境保护等社会公共利益，承担社会责任。</p> <p>国家鼓励公司参与社会公益活动，公布社会责任报告。</p>	<p>第二十条 会社は、経営活動に従事するにあたり、会社の従業員、消費者等の利益関係者の利益及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>国は、会社が社会福祉活動に参加し、社会的責任報告書を公表することを奨励する。</p>
<p>第二十一条 公司股东应当遵守法律、行政法规和公司章程，依法行使股东权利，不得滥用股东权利损害公司或者其他股东的利益。</p> <p>公司股东滥用股东权利给公司或者其他股东造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二十一条 会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法により株主の権利を行使しなければならない。株主の権利を濫用して会社又はその他の株主の利益を損なってはならない。</p> <p>会社の株主は、株主の権利を濫用して会社又はその他の株主に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十二条 公司的控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用关联关系损害公司利益。</p> <p>违反前款规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二十二条 会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職は、関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。</p> <p>前項の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二十三条 公司股东滥用公司法人独立地位和股东有限责任，逃避债务，严重损害公司债权人利益的，应当对公司债务承担连带责任。</p> <p>股东利用其控制的两个以上公司实施前款规定行为的，各公司应当对任一公司的债务承担连带责任。</p> <p>只有一个股东的公司，股东不能证明公司财产独立于股东自己的财产的，应当对公司债务承担连带责任。</p>	<p>第二十三条 会社の株主は、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用し、債務を免れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務について連帯責任を負わなければならない。</p> <p>株主が自己の支配下にある2社以上の会社を利用して前項に定める行為を行った場合、各会社は、いずれの会社の債務についても連帯責任を負わなければならない。</p> <p>1名のみ株主を有する会社において、株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明できない場合、会社の債務について連帯責任を負う。</p>
<p>第二十四条 公司股东会、董事会、监事会召开会议和表决可以采用电子通信方式，公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第二十四条 会社の株主会、董事会、監事会による会議開催及び議決においては、電子通信方式を採用することができる。会社定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第二十五条 公司股东会、董事会的决议内容违反法律、行政法规的无效。</p>	<p>第二十五条 会社の株主会、董事会の決議の内容が法律、行政法規の規定に違反する場合、無効とする。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第二十六条 公司股东会、董事会的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规或者公司章程，或者决议内容违反公司章程的，股东自决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销。但是，股东会、董事会的会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵，对决议未产生实质影响的除外。</p> <p>未被通知参加股东会会议的股东自知道或者应当知道股东会决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销；自决议作出之日起一年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。</p>	<p>第二十六条 会社の株主会、董事会の会議招集手続、議決方式が法律、行政法規若しくは会社定款に違反し、又は決議の内容が会社定款に違反する場合、株主は、決議が行われた日から60日以内に、人民法院に取消を請求することができる。ただし、株主会、董事会の会議招集手続又は議決方式に軽微な瑕疵があるのみで、決議に実質的な影響を与えない場合はこの限りでない。</p> <p>株主会会議への参加通知を受けなかった株主は、株主会の決議が行われたことを知り、又は知りうべきであった日から60日以内に、人民法院に取消を請求することができる。決議が行われた日から1年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。</p>
<p>第二十七条 有下列情形之一的，公司股东会、董事会的决议不成立：</p> <p>（一）未召开股东会、董事会会议作出决议；</p> <p>（二）股东会、董事会会议未对决议事项进行表决；</p> <p>（三）出席会议的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数；</p> <p>（四）同意决议事项的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数。</p>	<p>第二十七条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、会社の株主会、董事会の決議は成立しない。</p> <p>（一）株主会、董事会の会議を開催して決議を行っていないとき</p> <p>（二）株主会、董事会の会議において決議事項について議決していないとき</p> <p>（三）会議の出席人数又は保有議決権数が本法又は会社定款に定める人数又は保有議決権数に達していないとき</p> <p>（四）決議事項に同意する人数又は保有議決権数が本法又は会社定款に定める人数又は保有議決権数に達しないとき</p>
<p>第二十八条 公司股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司应当向公司登记机关申请撤销根据该决议已办理的登记。</p> <p>股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司根据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。</p>	<p>第二十八条 会社の株主会又は董事会の決議が人民法院により無効を宣告され、取り消され、又は不成立が確認された場合、会社は、会社登記機関に対して、当該決議に基づき既に行った登記の取消を申請しなければならない。</p> <p>株主会、董事会の決議が人民法院により無効を宣告され、取り消され、又は不成立が確認された場合、会社が当該決議に基づき善意の相手方との間で形成した民事法律関係は、影響を受けない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p style="text-align: center;">第二章 公司登記</p>	<p style="text-align: center;">第二章 会社登記</p>
<p>第二十九条 设立公司，应当依法向公司登记机关申请设立登记。</p> <p>法律、行政法规规定设立公司必须报经批准的，应当在公司登记前依法办理批准手续。</p>	<p>第二十九条 会社を設立する場合、法により会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。</p> <p>法律、行政法規が会社設立について認可を求めなければならないと定める場合、会社登記の前に法により認可手続を行わなければならない。</p>
<p>第三十条 申请设立公司，应当提交设立登记申请书、公司章程等文件，提交的相关材料应当真实、合法和有效。</p> <p>申请材料不齐全或者不符合法定形式的，公司登记机关应当一次性告知需要补正的材料。</p>	<p>第三十条 会社設立を申請する場合、設立登記申請書、会社定款等の文書を提出しなければならない。提出する関連資料は真実、合法かつ有効でなければならない。</p> <p>申請資料に不備があり、又は法定の形式に合致しない場合、会社登記機関は、追加提出が必要な資料を一括告知しなければならない。</p>
<p>第三十一条 申请设立公司，符合本法规定的设立条件的，由公司登记机关分别登记为有限责任公司或者股份有限公司；不符合本法规定的设立条件的，不得登记为有限责任公司或者股份有限公司。</p>	<p>第三十一条 会社設立の申請が本法に定める設立条件に合致する場合、会社登記機関がそれぞれ有限責任公司又は股份有限公司として登記する。本法に定める設立条件に合致しない場合、有限責任公司又は股份有限公司として登記してはならない。</p>
<p>第三十二条 公司登記事項包括：</p> <p>（一）名称；</p> <p>（二）住所；</p> <p>（三）注册資本；</p> <p>（四）經營範圍；</p> <p>（五）法定代表人的姓名；</p> <p>（六）有限責任公司股東、股份有限公司發起人的姓名或者名稱。</p> <p>公司登記機關應當將前款規定的公司登記事項通過國家企業信用信譽公示系統向社會公示。</p>	<p>第三十二条 会社の登記事項には次の各号に掲げる事項を含む。</p> <p>（一）名称</p> <p>（二）住所</p> <p>（三）登録資本金</p> <p>（四）經營範圍</p> <p>（五）法定代表者の氏名</p> <p>（六）有限責任会社の株主、股份有限公司の發起人の氏名又は名称</p> <p>会社登記機関は、國家企業信用情報公示システムを通じて前項に定める会社の登記事項を社会に公示しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第三十三条 依法设立的公司，由公司登记机关发给公司营业执照。公司营业执照签发日期为公司成立日期。</p> <p>公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。</p> <p>公司登记机关可以发给电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。</p>	<p>第三十三条 法により設立された会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発給する。会社営業許可証の発行日を会社の成立日とする。</p> <p>会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本金、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を明記しなければならない。</p> <p>会社登記機関は、電子営業許可証を発給することができる。電子営業許可証は、紙媒体の営業許可証と同等の法的効力を有する。</p>
<p>第三十四条 公司登记事项发生变更的，应当依法办理变更登记。</p> <p>公司登记事项未经登记或者未经变更登记，不得对抗善意相对人。</p>	<p>第三十四条 会社の登記事項に変更が発生した場合、法により変更登記を行わなければならない。</p> <p>会社の登記事項について登記を経ておらず、又は変更登記を経ていない場合、善意の相手方に対抗することができない。</p>
<p>第三十五条 公司申请变更登记，应当向公司登记机关提交公司法定代表人签署的变更登记申请书、依法作出的变更决议或者决定等文件。</p> <p>公司变更登记事项涉及修改公司章程的，应当提交修改后的公司章程。</p> <p>公司变更法定代表人的，变更登记申请书由变更后的法定代表人签署。</p>	<p>第三十五条 会社は、変更登記を申請する場合、会社登記機関に会社の法定代表者が署名した変更登記申請書、法により行われた変更に関する決議又は決定等の文書を提出しなければならない。</p> <p>会社変更登記事項が定款の修正に関わる場合には、修正後の定款を提出しなければならない。</p> <p>会社が法定代表者を変更する場合、変更登記申請書は変更後の法定代表者が署名する。</p>
<p>第三十六条 公司营业执照记载的事项发生变更的，公司办理变更登记后，由公司登记机关换发营业执照。</p>	<p>第三十六条 会社営業許可証に記載されている事項に変更が発生した場合、会社が変更登記を行った後、会社登記機関が営業許可証を再発行する。</p>
<p>第三十七条 公司因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的，应当依法向公司登记机关申请注销登记，由公司登记机关公告公司终止。</p>	<p>第三十七条 会社は、解散、破産宣告を受けたこと又はその他の法定事由により終了する必要がある場合、法により会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。会社登記機関が会社終了の公告を行う。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第三十八条 公司设立分公司，应当向公司登记机关申请登记，领取营业执照。</p>	<p>第三十八条 会社は、支店を設立する場合、会社登記機関に登録を申請し、営業許可証を取得しなければならない。</p>
<p>第三十九条 虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司设立登记的，公司登记机关应当依照法律、行政法规的规定予以撤销。</p>	<p>第三十九条 登録資本金を偽って報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽して会社設立登記を行った場合、会社登記機関は、法律、行政法規の規定により取り消さなければならない。</p>
<p>第四十条 公司应当按照规定通过国家企业信用信息公示系统公示下列事项：</p> <p>（一）有限责任公司股东认缴和实缴的出资额、出资方式及出资日期，股份有限公司发起人认购的股份数；</p> <p>（二）有限责任公司股东、股份有限公司发起人的股权、股份变更信息；</p> <p>（三）行政许可取得、变更、注销等信息；</p> <p>（四）法律、行政法规规定的其他信息。</p> <p>公司应当确保前款公示信息真实、准确、完整。</p>	<p>第四十条 会社は、規定に従い国家企業信用情報公示システムを通じて次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。</p> <p>（一）有限責任会社の株主が引き受け、及び払い込んだ出資額、出資方式及び出資日、股份有限公司の発起人が引き受けた株式数</p> <p>（二）有限責任会社の株主、股份有限公司の発起人の持分、株式変更の情報</p> <p>（三）行政許可の取得、変更、抹消等の情報</p> <p>（四）法律、行政法規に定めるその他の情報</p> <p>会社は、前項に掲げる公示情報が真実、正確、完全なものであることを確保しなければならない。</p>
<p>第四十一条 公司登记机关应当优化公司登记办理流程，提高公司登记效率，加强信息化建设，推行网上办理等便捷方式，提升公司登记便利化水平。</p> <p>国务院市场监督管理部门根据本法和有关法律、行政法规的规定，制定公司登记注册的具体办法。</p>	<p>第四十一条 会社登記機関は、会社登記プロセスを最適化し、会社登記の効率を向上させ、情報化の構築を強化し、オンライン手続等の便利な手段を推進し、会社登記の利便化水準を向上させなければならない。</p> <p>國務院市場監督管理部門は、本法及び関連法律、行政法規の規定に基づき、会社登記登録に関する具体的な規則を制定しなければならない。</p>
<p>第三章 有限责任公司的设立和组织机构</p>	<p>第三章 有限責任会社の設立及び組織機構</p>
<p>第一节 设立</p>	<p>第一節 設立</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第四十二条 有限责任公司由一个以上五十个以下股东出资设立。</p>	<p>第四十二条 有限責任公司是、1以上50以下の株主が出資して設立する。</p>
<p>第四十三条 有限责任公司设立时的股东可以签订设立协议，明确各自在公司设立过程中的权利和义务。</p>	<p>第四十三条 有限責任公司設立時の株主は、設立契約を締結して、会社設立の過程における各自の権利及び義務を定めることができる。</p>
<p>第四十四条 有限责任公司设立时的股东为设立公司从事的民事活动，其法律后果由公司承受。</p> <p>公司未成立的，其法律后果由公司设立时的股东承受；设立时的股东为二人以上的，享有连带债权，承担连带债务。</p> <p>设立时的股东为设立公司以自己的名义从事民事活动产生的民事责任，第三人有权选择请求公司或者公司设立时的股东承担。</p> <p>设立时的股东因履行公司设立职责造成他人损害的，公司或者无过错的股东承担赔偿责任后，可以向有过错的股东追偿。</p>	<p>第四十四条 有限責任公司設立時の株主が会社設立のために行った民事活動について、その法律上の結果は会社が負担する。</p> <p>会社が設立されない場合、その法律上の結果は設立時の株主が負担する。設立時の株主が2名以上である場合、株主は、連帯して債権を享受し、連帯して債務を負う。</p> <p>設立時の株主が会社設立のために自己の名義で行った民事活動により生じた民事責任について、第三者は、会社又は設立時の株主を選択して負担を求める権利を有する。</p> <p>設立時の株主が会社設立の職責を履行することにより他人に損害を与えた場合、会社又は過失のない株主は、賠償責任を負った後、過失のある株主に求償することができる。</p>
<p>第四十五条 设立有限责任公司，应当由股东共同制定公司章程。</p>	<p>第四十五条 有限責任公司設立する場合、株主が共同で会社定款を制定しなければならない。</p>
<p>第四十六条 有限责任公司章程应当载明下列事项：</p> <p>（一）公司名称和住所；</p> <p>（二）公司经营范围；</p> <p>（三）公司注册资本；</p> <p>（四）股东的姓名或者名称；</p> <p>（五）股东的出资额、出资方式 and 出资日期；</p> <p>（六）公司的机构及其产生办法、职权、议事规则</p> <p>（七）公司法定代表人的产生、变更办法；</p>	<p>第四十六条 有限責任公司定款には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>（一）会社の名称及び住所</p> <p>（二）会社の経営範囲</p> <p>（三）会社の登録資本金</p> <p>（四）株主の氏名又は名称</p> <p>（五）株主の出資額、出資方式及び出資日</p> <p>（六）会社の機構及びその設置方法、職権、議事規則</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（八）股东会认为需要规定的其他事项 股东应当在公司章程上签名或者盖章。</p>	<p>（七）会社の法定代表者の選出、変更の方法 （八）株主会が定める必要があると認めるその他の事項 株主は、会社定款に署名又は捺印しなければならない。</p>
<p>第四十七条 有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。全体股东认缴的出资额由股东按照公司章程的规定自公司成立之日起五年内缴足。 法律、行政法规以及国务院决定对有限责任公司注册资本实缴、注册资本最低限额、股东出资期限另有规定的，从其规定。</p>	<p>第四十七条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。全株主の引き受けた出資額は、株主が会社定款の規定に従い会社成立の日から5年以内に全額払い込む。 法律、行政法規及び国务院の決定に有限責任会社の登録資本金の実際の払込、登録資本金の最低限度額、株主の出資期限について別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p>
<p>第四十八条 股东可以用货币出资，也可以用实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资；但是，法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。 对作为出资的非货币财产应当评估作价，核实财产，不得高估或者低估作价。法律、行政法规对评估作价有规定的，从其规定。</p>	<p>第四十八条 株主は、貨幣をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権、持分、債権等の貨幣によって評価することができかつ法により譲渡することができる非貨幣性財産を査定して出資することもできる。ただし、法律、行政法規が出資としてはならないと定める財産についてはこの限りでない。 出資とする非貨幣性財産については、評価・査定を行い、財産を確認しなければならない。高く又は低く査定してはならない。法律、行政法規に評価・査定に関する規定がある場合は、その規定に従う。</p>
<p>第四十九条 股东应当按期足额缴纳公司章程规定的各自所认缴的出资额。 股东以货币出资的，应当将货币出资足额存入有限责任公司在银行开设的账户；以非货币财产出资的，应当依法办理其财产权的转移手续。 股东未按期足额缴纳出资的，除应当向公司足额缴纳外，还应当对给公司造成的损失承担赔偿责任。</p>	<p>第四十九条 株主は、期日どおりに、会社定款に定める各自が払込を引き受けた出資額を全額払い込まなければならない。 株主は、貨幣をもって出資する場合、有限責任会社が銀行に開設する口座に貨幣による出資の全額を払い込まなければならない。非貨幣性財産をもって出資する場合、法によりその財産権の移転手続を行わなければならない。 株主は、期日どおりに出資の全額を払い込まない場合、会社に出資の全額を払い込まな</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>ればならないほか、さらに会社に与えた損失について賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十条 有限责任公司设立时，股东未按照公司章程规定实际缴纳出资，或者实际出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的，设立时的其他股东与该股东在出资不足的范围内承担连带责任。</p>	<p>第五十条 有限責任会社の設立時に、株主が会社定款の規定に従い実際に出資を払い込まず、又は実際に出資する非貨幣性財産の実際の価額が引き受けた出資額を著しく下回る場合、設立時のその他の株主は、当該株主と連帯して出資不足の範囲内において責任を負う。</p>
<p>第五十一条 有限责任公司成立后，董事会应当对股东的出资情况进行核查，发现股东未按期足额缴纳公司章程规定的出资的，应当由公司向该股东发出书面催缴书，催缴出资。</p> <p>未及时履行前款规定的义务，给公司造成损失的，负有责任的董事应当承担赔偿责任。</p>	<p>第五十一条 有限責任会社の成立後、董事会は、株主の出資状況について確認を行わなければならない。株主が期日どおりに会社定款に定める出資を払い込んでいないことを発見した場合、会社が当該株主に対して書面の催促状を発送し、出資の払込を催促しなければならない。</p> <p>前項に定める義務を遅滞なく履行せず、会社に損失を与えた場合、責任を負う董事は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十二条 股东未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资，公司依照前条第一款规定发出书面催缴书催缴出资的，可以载明缴纳出资的宽限期；宽限期自公司发出催缴书之日起，不得少于六十日。宽限期届满，股东仍未履行出资义务的，公司经董事会决议可以向该股东发出失权通知，通知应当以书面形式发出。自通知发出之日起，该股东丧失其未缴纳出资的股权。</p> <p>依照前款规定丧失的股权应当依法转让，或者相应减少注册资本并注销该股权；六个月内未转让或者注销的，由公司其他股东按照其出资比例足额缴纳相应出资。</p> <p>股东对失权有异议的，应当自接到失权通知之日起三十日内，向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第五十二条 株主が会社定款に定める出资日期どおりに出資を払い込まず、会社が前条第1項の規定により書面の催促状を発送して出資の払込を催促する場合、出資払込の猶予期間を明記することができる。猶予期間は、会社が催促状を発送した日から60日を下回ってはならない。猶予期間が満了し、株主がなおも出資義務を履行していない場合、会社は、董事会決議を経て、当該株主に失権通知を発送することができる。通知は書面形式により発送しなければならない。通知発送日から、当該株主は、出資を払い込んでいない部分の持分を喪失する。</p> <p>前項の規定に従い喪失した持分については、法により譲渡し、又は登録資本金を相応に減少させ、かつ当該持分を消却しなければならない。6か月以内に譲渡又は消却が行われない場合、会社のその他の株主がその出資比率に従い相応の出資を全額払い込む。</p>

中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效	中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行
	株主は、失権に対して異議がある場合、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴訟を提起しなければならない。
第五十三条 公司成立后，股东不得抽逃出资。 违反前款规定的，股东应当返还抽逃的出资；给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当与该股东承担连带赔偿责任。	第五十三条 会社成立後、株主は、出資を不正回収してはならない。 前項の規定に違反した場合、株主は、不正回収した出資を返還しなければならない。会社に損失を与えた場合、責任を負う董事、監事、高級管理職は、当該株主と連帯して賠償責任を負わなければならない。
第五十四条 公司不能清偿到期债务的，公司或者已到期债权的债权人有权要求已认缴出资但未届出资期限的股东提前缴纳出资。	第五十四条 会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合、会社又は期限の到来した債権の債権者は、出資を引き受けたが出資期限が到来していない株主に繰り返し出資を払い込むよう要求することができる。
第五十五条 有限责任公司成立后，应当向股东签发出资证明书，记载下列事项： （一）公司名称； （二）公司成立日期； （三）公司注册资本； （四）股东的姓名或者名称、认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期； （五）出资证明书的编号和核发日期。 出资证明书由法定代表人签名，并由公司盖章。	第五十五条 有限責任公司は、成立後、株主に出資証明書を発給し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 （一）会社の名称 （二）会社の成立日 （三）会社の登録資本金 （四）株主の氏名又は名称、引き受けた及び払い込んだ出資額、出资方式及び出资日期 （五）出資証明書の番号及び発給日 出資証明書には法定代表者が署名し、かつ会社が捺印する。
第五十六条 有限责任公司应当置备股东名册，记载下列事项： （一）股东的姓名或者名称及住所； （二）股东认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期； （三）出资证明书编号；	第五十六条 有限責任公司は、株主名簿を備え付け、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 （一）株主の氏名又は名称及び住所 （二）株主が引き受けた及び払い込んだ出資額、出资方式及び出资日期 （三）出資証明書の番号

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（四）取得和丧失股东资格的日期。</p> <p>记载于股东名册的股东，可以依股东名册主张行使股东权利。</p>	<p>（四）株主資格を取得又は喪失した日</p> <p>株主名簿に記載される株主は、株主名簿に従い株主の権利の行使を主張することができる。</p>
<p>第五十七条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议和财务会计报告。</p> <p>股东可以要求查阅公司会计账簿、会计凭证。股东要求查阅公司会计账簿、会计凭证的，应当向公司提出书面请求，说明目的。公司有合理根据认为股东查阅会计账簿、会计凭证有不正当目的，可能损害公司合法利益的，可以拒绝提供查阅，并应当自股东提出书面请求之日起十五日内书面答复股东并说明理由。公司拒绝提供查阅的，股东可以向人民法院提起诉讼。</p> <p>股东查阅前款规定的材料，可以委托会计师事务所、律师事务所等中介机构进行。</p> <p>股东及其委托的会计师事务所、律师事务所等中介机构查阅、复制有关材料，应当遵守有关保护国家秘密、商业秘密、个人隐私、个人信息等法律、行政法规的规定。</p> <p>股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前四款的规定。</p>	<p>第五十七条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会議事録、董事会會議決議、監事會會議決議及び財務會計報告書を閲覧し、複製する権利を有する。</p> <p>株主は、会社の会計帳簿、会計証憑の閲覧を要求することができる。株主は、会社の会計帳簿、会計証憑の閲覧を要求する場合、会社に書面による請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は、合理的な根拠に基づき株主による会計帳簿、会計証憑の閲覧が不当な目的によるものであり、会社の合法的利益が損なわれるおそれがあると認める場合、閲覧に供することを拒否することができる。かつ株主が書面による請求を提出した日から15日以内に書面により株主に回答し、かつ理由を説明しなければならない。会社が閲覧に供することを拒否する場合、株主は、人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>株主は、前項に定める資料を閲覧する場合、会計事務所、法律事務所等の仲介機構に委託して行うことができる。</p> <p>株主及びその委託を受けた会計事務所、法律事務所等の仲介機構は、関連資料を閲覧し、複製する場合、国家機密、営業秘密、個人のプライバシー、個人情報の保護等に関する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。</p> <p>株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧、複製を要求する場合、前四項の規定を適用する。</p>
<p style="text-align: center;">第二节 组织机构</p>	<p style="text-align: center;">第二節 組織機構</p>
<p>第五十八条 有限责任公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。</p>	<p>第五十八条 有限責任公司の株主会は、全株主により構成される。株主会は、会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。</p>
<p>第五十九条 股东会行使下列职权：</p>	<p>第五十九条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（一）选举和更换董事、监事，决定有关董事、监事的报酬事项；</p> <p>（二）审议批准董事会的报告；</p> <p>（三）审议批准监事会的报告；</p> <p>（四）审议批准公司的利润分配方案和弥补亏损方案；</p> <p>（五）对公司增加或者减少注册资本作出决议；</p> <p>（六）对发行公司债券作出决议；</p> <p>（七）对公司合并、分立、解散、清算或者变更公司形式作出决议；</p> <p>（八）修改公司章程；</p> <p>（九）公司章程规定的其他职权。</p> <p>股东会可以授权董事会对发行公司债券作出决议。</p> <p>对本条第一款所列事项股东以书面形式一致表示同意的，可以不召开股东会会议，直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名或者盖章。</p>	<p>（一）董事、監事を選出及び更迭し、董事、監事の報酬に関する事項を決定すること</p> <p>（二）董事会の報告を審議し承認すること</p> <p>（三）監事会の報告を審議し承認すること</p> <p>（四）会社の利益配当案及び欠損補填案を審議し承認すること</p> <p>（五）会社の登録資本金の増加又は減少について決議を行うこと</p> <p>（六）社債発行について決議を行うこと</p> <p>（七）会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態の変更について決議を行うこと</p> <p>（八）会社定款を修正すること</p> <p>（九）会社定款に定めるその他の職権</p> <p>株主会は、董事会に授權して社債発行について決議を行わせることができる。</p> <p>本条第一項に掲げる事項について株主が書面により全員一致で同意した場合、株主会会議を開催せず、直接決定することができ、かつ全株主が決定文書に署名又は捺印する。</p>
<p>第六十条 只有一个股东的有限责任公司不设股东会。股东作出前条第一款所列事项的决定时，应当采用书面形式，并由股东签名或者盖章后置备于公司。</p>	<p>第六十条 1名だけの株主を有する有限責任公司是、株主会を設けない。株主が前条第一項に掲げる事項の決定を行う場合、書面の形式を採用し、かつ株主が署名又は捺印した後、会社に備え付けなければならない。</p>
<p>第六十一条 首次股东会会议由出资最多的股东召集和主持，依照本法规定行使职权。</p>	<p>第六十一条 株主会の第1回会議は、最も多く出資した株主が招集及び主宰し、本法の規定により職権を行使する。</p>
<p>第六十二条 股东会会议分为定期会议和临时会议。</p> <p>定期会议应当按照公司章程的规定按时召开。代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上的董事或者监事会提议召开临时会议的，应当召开临时会议。</p>	<p>第六十二条 株主会会議は、定例会議と臨時會議に分ける。</p> <p>定例会議は、会社定款の規定に従い期日どおりに開催しなければならない。10分の1以上の議決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会が臨時會議の開催を提案した場合、臨時會議を開催しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第六十三条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。</p> <p>董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，由监事会召集和主持；监事会不召集和主持的，代表十分之一以上表决权的股东可以自行召集和主持。</p>	<p>第六十三条 株主会会議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で推薦する1名の董事が主宰する。</p> <p>董事会が株主会会議招集の職責を履行できず、又は履行しない場合、監事会が招集及び主宰する。監事会が招集及び主宰しない場合、10分の1以上の議決権を代表する株主が自ら招集及び主宰することができる。</p>
<p>第六十四条 召开股东会会议，应当于会议召开十五日前通知全体股东；但是，公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。</p> <p>股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的股东应当在会议记录上签名或者盖章。</p>	<p>第六十四条 株主会会議を開催する場合、会議開催の15日前までに全株主に通知しなければならない。ただし、会社定款に別段の規定があり、又は全株主に別段の約定がある場合はこの限りでない。</p> <p>株主会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した株主は、議事録に署名又は捺印しなければならない。</p>
<p>第六十五条 股东会会议由股东按照出资比例行使表决权；但是，公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第六十五条 株主会会議においては、株主が出資比率に従い議決権を行使する。ただし、会社定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第六十六条 股东会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。</p> <p>股东会作出决议，应当经代表过半数表决权的股东通过。</p> <p>股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经代表三分之二以上表决权的股东通过。</p>	<p>第六十六条 株主会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款により定める。</p> <p>株主会が決議を行う場合、過半数の議決権を代表する株主によって採択しなければならない。</p> <p>株主会が会社定款の修正、会社の登録資本金の増加又は減少の決議、及び会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更の決議を行う場合、3分の2以上の議決権を代表する株主によって採択しなければならない。</p>
<p>第六十七条 有限责任公司设董事会，本法第七十五条另有规定的除外。</p> <p>董事会行使下列职权：</p>	<p>第六十七条 有限責任公司是、董事会を設置する。本法第七十五条に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>(一) 召集股东会会议，并向股东会报告工作；</p> <p>(二) 执行股东会的决议；</p> <p>(三) 决定公司的经营计划和投资方案；</p> <p>(四) 制订公司的利润分配方案和弥补亏损方案；</p> <p>(五) 制订公司增加或者减少注册资本以及发行公司债券的方案；</p> <p>(六) 制订公司合并、分立、解散或者变更公司形式的方案；</p> <p>(七) 决定公司内部管理机构的设置；</p> <p>(八) 决定聘任或者解聘公司经理及其报酬事项，并根据经理的提名决定聘任或者解聘公司副经理、财务负责人及其报酬事项；</p> <p>(九) 制定公司的基本管理制度；</p> <p>(十) 公司章程规定或者股东会授予的其他职权。</p> <p>公司章程对董事会职权的限制不得对抗善意相对人。</p>	<p>董事会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>(一) 株主会会議を招集し、かつ株主会で業務報告を行うこと</p> <p>(二) 株主会の決議を執行すること</p> <p>(三) 会社の経営計画及び投資案を決定すること</p> <p>(四) 会社の利益配当案と欠損補填案を作成すること</p> <p>(五) 会社の登録資本金の増加又は減少案及び社債発行案を作成すること</p> <p>(六) 会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更案を作成すること</p> <p>(七) 会社の内部管理機構の設置を決定すること</p> <p>(八) 会社の經理の招聘又は解任及びその報酬事項を決定し、かつ經理の指名に基づき会社の副經理、財務責任者の招聘又は解任及びその報酬事項を決定すること</p> <p>(九) 会社の基本的管理制度を制定すること</p> <p>(十) 会社定款に定める又は株主会の付与するその他の職権</p> <p>会社定款における董事会の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。</p>
<p>第六十八条 有限责任公司董事会成员为三人以上，其成员中可以有公司职工代表。职工人数三百人以上的有限责任公司，除依法设监事会并有公司职工代表的外，其董事会成员中应当有公司职工代表。董事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</p> <p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长的产生办法由公司章程规定。</p>	<p>第六十八条 有限責任会社の董事会の構成員は3名以上とし、その構成員には会社の従業員代表を含めることができる。従業員が300名以上の有限責任会社は、法により監事会を設置し、かつ会社の従業員代表を置く場合を除き、その董事会の構成員に会社の従業員代表を含めなければならない。董事会の従業員代表は、会社の従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙により選出する。</p> <p>董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は、会社定款により定める。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>第六十九条 有限责任公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。</p>	<p>第六十九条 有限責任公司是、会社定款の規定に従い董事会内に董事により構成される監査委員会を設置し、本法に定める監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。会社董事会構成員中の従業員代表は、監査委員会の構成員となることができる。</p>
<p>第七十条 董事任期由公司章程规定，但每届任期不得超过三年。董事任期届满，连选可以连任。</p> <p>董事任期届满未及时改选，或者董事在任期内辞任导致董事会成员低于法定人数的，在改选出的董事就任前，原董事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行董事职务。</p> <p>董事辞任的，应当以书面形式通知公司，公司收到通知之日辞任生效，但存在前款规定情形的，董事应当继续履行职务。</p>	<p>第七十条 董事の任期は、会社定款により定めるが、1 期 3 年を超えてはならない。董事は、任期が満了し、連続して選出された場合は再任することができる。</p> <p>董事の任期満了時に遅滞なく改選せず、又は董事の在任期間中の辞任により董事会構成員が法定人数を下回った場合、改選により選出された董事が就任するまで、もとの董事はなおも法律、行政法規及び会社定款の規定により、董事の職務を履行しなければならない。</p> <p>董事は、辞任する場合、書面形式により会社に通知しなければならない。ただし、前項に定める事由がある場合、董事は、引き続き職務を履行しなければならない。</p>
<p>第七十一条 股东会可以决议解任董事，决议作出之日解任生效。</p> <p>无正当理由，在任期届满前解任董事的，该董事可以要求公司予以赔偿。</p>	<p>第七十一条 株主会は、董事の解任について決議を行うことができ、決議の行われた日に解任の効力が発生する。</p> <p>董事が正当な理由なく任期満了前に解任された場合、当該董事は、会社に賠償を要求することができる。</p>
<p>第七十二条 董事会会议由董事长召集和主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长召集和主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事召集和主持。</p>	<p>第七十二条 董事会會議は、董事長が招集及び主宰する。董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、副董事長が招集及び主宰する。副董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で推薦する 1 名の董事が招集及び主宰する。</p>
<p>第七十三条 董事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的，由公司章程规定。</p>	<p>第七十三条 董事会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款により定める。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。</p> <p>董事会决议的表决，应当一人一票。</p> <p>董事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。</p>	<p>董事会会議は、過半数の董事の出席によって開催しなければならない。董事会が決議を行う場合、全董事の過半数により採択しなければならない。</p> <p>董事会決議の議決は、1人1票により行わなければならない。</p> <p>董事会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。</p>
<p>第七十四条 有限责任公司可以设经理，由董事会决定聘任或者解聘。</p> <p>经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。</p>	<p>第七十四条 有限責任公司是、經理を置くことができ、董事会が任命又は解任を決定する。經理は、董事会に対して責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授權に基づき職権を行使する。經理は、董事会會議に列席する。</p>
<p>第七十五条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。</p>	<p>第七十五条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任公司是、董事会を設置せず、董事1名を置き、本法に定める董事会の職権を行使させることができる。当該董事は、会社の經理を兼任することができる。</p>
<p>第七十六条 有限责任公司设监事会，本法第六十九条、第八十三条另有规定的除外。</p> <p>监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</p> <p>监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。</p> <p>董事、高级管理人员不得兼任监事。</p>	<p>第七十六条 有限責任公司是、監事會を設置する。本法第六十九条、第八十三条に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>監事會の構成員は3名以上とする。監事會の構成員には、株主代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款により定める。監事會の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙により選出する。</p> <p>監事會は主席1名を置き、全監事の過半数により選出する。監事會主席は、監事會會議を招集及び主宰する。監事會主席が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で推薦する1名の監事が監事會會議を招集及び主宰する。</p> <p>董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第七十七条 监事的任期每届为三年。监事任期届满，连选可以连任。</p> <p>监事任期届满未及时改选，或者监事在任期内辞任导致监事会成员低于法定人数的，在改选出的监事就任前，原监事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行监事职务。</p>	<p>第七十七条 監事の任期は1期3年とする。監事は、任期が満了し、連続して選出された場合は再任することができる。</p> <p>監事の任期満了時に遅滞なく改選せず、又は監事の在任期間中の辞任により監事会構成員が法定人数を下回った場合、改選により選出された監事が就任するまで、もとの監事はなおも法律、行政法規及び会社定款の規定により、監事の職務を履行しなければならない。</p>
<p>第七十八条 监事会行使下列职权：</p> <p>（一）检查公司财务；</p> <p>（二）对董事、高级管理人员执行职务的行为进行监督，对违反法律、行政法规、公司章程或者股东会决议的董事、高级管理人员提出解任的建议；</p> <p>（三）当董事、高级管理人员的行为损害公司的利益时，要求董事、高级管理人员予以纠正；</p> <p>（四）提议召开临时股东大会会议，在董事会不履行本法规定的召集和主持股东会会议职责时召集和主持股东会会议；</p> <p>（五）向股东会会议提出提案；</p> <p>（六）依照本法第一百八十九条的规定，对董事、高级管理人员提起诉讼；</p> <p>（七）公司章程规定的其他职权。</p>	<p>第七十八条 監事会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）会社の財務の検査</p> <p>（二）董事、高級管理職の職務執行に対する監督、及び法律、行政法規、会社定款又は株主会の決議に違反した董事、高級管理職の解任の提案</p> <p>（三）董事、高級管理職の行為が会社の利益を損なう場合における董事、高級管理職に対する是正の要求</p> <p>（四）臨時株主会会議開催の提案、董事会が本法に定める株主会会議の招集及び主宰の職責を履行しない場合における株主会会議の招集及び主宰</p> <p>（五）株主会会議に対する意見の提出</p> <p>（六）本法第一百八十九条の規定による董事、高級管理職に対する訴訟の提起</p> <p>（七）会社定款に定めるその他の職権</p>
<p>第七十九条 监事可以列席董事会会议，并对董事会决议事项提出质询或者建议。</p> <p>监事会发现公司经营情况异常，可以进行调查；必要时，可以聘请会计师事务所等协助其工作，费用由公司承担。</p>	<p>第七十九条 監事は、董事会會議に列席し、かつ董事会の決議事項について質問又は提案することができる。</p> <p>監事会は、会社の経営状況に異常を発見した場合、調査を行うことができる。必要な場合は、会計事務所等を招聘してその作業への協力を仰ぐことができ、費用は会社が負担する。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第八十条 监事会可以要求董事、高级管理人员提交执行职务的报告。</p> <p>董事、高级管理人员应当如实向监事会提供有关情况和资料，不得妨碍监事会或者监事行使职权。</p>	<p>第八十条 監事会は、董事、高級管理職に職務執行に関する報告書の提出を要求することができる。</p> <p>董事、高級管理職は、監事会に関連情報及び資料を事実のとおり提供しなければならない。監事会又は監事の職権行使を妨害してはならない。</p>
<p>第八十一条 监事会每年度至少召开一次会议，监事可以提议召开临时监事会会议。</p> <p>监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的以外，由公司章程规定。</p> <p>监事会决议应当经全体监事的过半数通过。</p> <p>监事会决议的表决，应当一人一票。</p> <p>监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。</p>	<p>第八十一条 監事会は、毎年度少なくとも1回会議を開催し、監事は、臨時監事会会議の開催を提案することができる。</p> <p>監事会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款により定める。</p> <p>監事会決議は、全監事の過半数により採択しなければならない。</p> <p>監事会決議の議決は、1人1票により行わなければならない。</p> <p>監事会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。監事に出席した監事は、議事録に署名しなければならない。</p>
<p>第八十二条 监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。</p>	<p>第八十二条 監事会の職権行使に必要となる費用は、会社が負担する。</p>
<p>第八十三条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权；经全体股东一致同意，也可以不设监事。</p>	<p>第八十三条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を設置せず、監事1名を置き、本法に定める監事会の職権を行使させることができる。株主が全員一致で同意した場合、監事1名を置かないこともできる。</p>
<p>第四章 有限责任公司的股权转让</p>	<p>第四章 有限責任会社の持分譲渡</p>
<p>第八十四条 有限责任公司的股东之间可以相互转让其全部或者部分股权。</p> <p>股东向股东以外的人转让股权的，应当将股权转让的数量、价格、支付方式和期限等事项书面通知其他股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。股东自接到书面通知之日起三十日内未答复的，视为放弃优先购买权。两个以上股东行使优</p>	<p>第八十四条 有限責任会社の株主間においては、その全部又は一部の持分を相互に譲渡することができる。</p> <p>株主は、株主以外の者に持分を譲渡する場合、持分譲渡の数量、対価、支払方式、期限等の事項を書面によりその他の株主に通知しなければならない。その他の株主は、同等の条件におい</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>先购买权的，协商确定各自的购买比例；协商不成的，按照转让时各自的出资比例行使优先购买权。</p> <p>公司章程对股权转让另有规定的，从其规定。</p>	<p>て優先買取権を有する。株主が書面通知を受領した日から30日以内に回答しない場合、優先買取権を放棄したものとみなす。2名以上の株主が優先買取権を行使する場合、協議により各自の買取比率を確定する。協議が調わない場合、譲渡時における各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。</p> <p>会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合、その規定に従う。</p>
<p>第八十五条 人民法院依照法律规定的强制执行程序转让股东的股权时，应当通知公司及全体股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。其他股东自人民法院通知之日起满二十日不行使优先购买权的，视为放弃优先购买权。</p>	<p>第八十五条 人民法院は、法律に定める強制執行手続により株主の持分を譲渡する場合、会社及び全株主に通知しなければならない。その他の株主は同等の条件において優先買取権を有する。その他の株主が人民法院の通知日から満20日経過しても優先買取権を行使しない場合、優先買取権を放棄したものとみなす。</p>
<p>第八十六条 股东转让股权的，应当书面通知公司，请求变更股东名册；需要办理变更登记的，并请求公司向公司登记机关办理变更登记。公司拒绝或者在合理期限内不予答复的，转让人、受让人可以依法向人民法院提起诉讼。</p> <p>股权转让的，受让人自记载于股东名册时起可以向公司主张行使股东权利。</p>	<p>第八十六条 株主は、持分を譲渡する場合、書面により会社に通知し、株主名簿の変更を請求しなければならない。変更登記を行う必要がある場合、会社に会社の登記機関に対して変更登記を行うよう併せて請求する。会社がこれを拒否し、又は合理的な期限内に回答しない場合、譲渡人、譲受人は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>持分を譲渡する場合、譲受人は、株主名簿に記載された時点から会社に対して株主の権利の行使を主張することができる。</p>
<p>第八十七条 依照本法转让股权后，公司应当及时注销原股东的出资证明书，向新股东签发出资证明书，并相应修改公司章程和股东名册中有关股东及其出资额的记载。对公司章程的该项修改不需再由股东会表决。</p>	<p>第八十七条 本法により持分を譲渡した後、会社は、遅滞なくもとの株主の出資証明書を取り消し、新株主に出資証明書を発行し、かつ会社定款及び株主名簿中の株主及びその出資額に関する記載を相応に修正しなければならない。会社定款に対する当該修正については、株主会の議決を要しない。</p>
<p>第八十八条 股东转让已认缴出资但未届出资期限的股权的，由受让人承担缴纳该出资的义务；受让人未按期足额缴纳出资的，转让人对受让人未按期缴纳的出资承担补充责任。</p>	<p>第八十八条 株主が出資を引き受けたが出資期限の到来していない持分を譲渡する場合、譲受人が当該出資を払い込む義務を負う。譲受人が期日どおりに出資を全額払い込まない場合、</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的股东转让股权的，转让人与受让人在出资不足的范围内承担连带责任；受让人不知道且不当知道存在上述情形的，由转让人承担责任。</p>	<p>譲渡人は、譲受人が期日どおりに出資金を払い込まないことについて補充責任を負う。</p> <p>会社定款に定める出資日どおりに出資を払い込まない株主、又は出資する非貨幣性財産の実際の価額が引き受けた出資額を著しく下回る株主が持分を譲渡する場合、譲渡人は、譲受人と連帯して出資不足の範囲内において責任を負う。譲受人が上記状況の存在を知らず、かつ知りうべきでない場合、譲渡人が責任を負う。</p>
<p>第八十九条 有下列情形之一的，对股东会该决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股权：</p> <p>（一）公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；</p> <p>（二）公司合并、分立、转让主要财产；</p> <p>（三）公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。</p> <p>自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股权收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。</p> <p>公司的控股股东滥用股东权利，严重损害公司或者其他股东利益的，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权。</p> <p>公司因本条第一款、第三款规定的情形收购的本公司股权，应当在六个月内依法转让或者注销。</p>	<p>第八十九条 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社に合理的な価格でその持分を買い取るよう請求することができる。</p> <p>（一）会社が5年連続して株主に利益分配を行わず、当該5年連続して利益があり、かつ本法に定める利益分配条件に合致するとき</p> <p>（二）会社が合併し、分割し、主要財産を譲渡するとき</p> <p>（三）会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が生じ、株主会が定款修正の決議を採択し、会社を存続させたとき</p> <p>株主会の決議が行われた日から60日以内に、株主と会社が持分買取について合意に達することができない場合、株主は、株主会の決議が行われた日から90日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又はその他の株主の利益を著しく損なった場合、その他の株主は、会社に合理的な価格でその持分を買い取るよう請求する権利を有する。</p> <p>会社が本条第一項、第三項に定める事由により買い取る自社の持分については、6か月以内に法により譲渡又は消却しなければならない。</p>
<p>第九十条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第九十条 自然人株主の死亡後、その合法的な相続人は、株主の資格を相続することができる。ただし、会社定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>

中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效	中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行
第五章 股份有限公司的设立和组织机构	第五章 股份有限公司の設立及び組織機構
第一节 设立	第一節 設立
<p>第九十一条 设立股份有限公司，可以采取发起设立或者募集设立的方式。</p> <p>发起设立，是指由发起人认购设立公司时应发行的全部股份而设立公司。</p> <p>募集设立，是指由发起人认购设立公司时应发行股份的一部分，其余股份向特定对象募集或者向社会公开募集而设立公司。</p>	<p>第九十一条 股份有限公司を設立する場合、發起設立又は募集設立の方式をとることができる。</p> <p>發起設立とは、会社設立時に発行すべき株式の全部を発起人が引き受けて会社を設立することをいう。</p> <p>募集設立とは、会社設立時に発行すべき株式の一部を発起人が引き受け、残りの株式を特定対象に対し募集して又は公開募集して会社を設立することをいう。</p>
<p>第九十二条 设立股份有限公司，应当有一人以上二百人以下为发起人，其中应当有半数以上的发起人在中华人民共和国境内有住所。</p>	<p>第九十二条 股份有限公司を設立する場合、1名以上200名以下の発起人がいなければならない。そのうち半数以上の発起人は中華人民共和國国内に住所を有していなければならない。</p>
<p>第九十三条 股份有限公司发起人承担公司筹办事务。</p> <p>发起人应当签订发起人协议，明确各自在公司设立过程中的权利和义务。</p>	<p>第九十三条 股份有限公司の発起人は、会社設立準備に関する事務を担う。</p> <p>発起人は、発起人契約を締結し、会社設立の過程における各自の権利及び義務を明確化しなければならない。</p>
<p>第九十四条 设立股份有限公司，应当由发起人共同制订公司章程。</p>	<p>第九十四条 股份有限公司を設立する場合、発起人が共同で会社定款を制定しなければならない。</p>
<p>第九十五条 股份有限公司章程应当载明下列事项：</p> <p>（一）公司名称和住所；</p> <p>（二）公司经营范围；</p> <p>（三）公司设立方式；</p> <p>（四）公司注册资本、已发行的股份数和设立时发行的股份数，面额股的每股金额；</p>	<p>第九十五条 股份有限公司の定款には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>（一）会社の名称及び住所</p> <p>（二）会社の経営範囲</p> <p>（三）会社の設立方式</p> <p>（四）会社の登録資本金、発行済株式数及び設立時の発行株式数、額面株式の1株当たりの金額</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（五）发行类别股的，每一类别股的股份数及其权利和义务；</p> <p>（六）发起人的姓名或者名称、认购的股份数、出资方式；</p> <p>（七）董事会的组成、职权和议事规则；</p> <p>（八）公司法定代表人的产生、变更办法；</p> <p>（九）监事会的组成、职权和议事规则；</p> <p>（十）公司利润分配办法；</p> <p>（十一）公司的解散事由与清算办法；</p> <p>（十二）公司的通知和公告办法；</p> <p>（十三）股东会认为需要规定的其他事项。</p>	<p>（五）種類株式を発行する場合、各種類株式の株式数並びにその権利及び義務</p> <p>（六）発起人の氏名又は名称、引受株式数、出资方式</p> <p>（七）董事会の構成、職権及び議事規則</p> <p>（八）会社の法定代表者の選出、変更の方法</p> <p>（九）監事会の構成、職権及び議事規則</p> <p>（十）会社の利益配当方法</p> <p>（十一）会社の解散事由及び清算方法</p> <p>（十二）会社の通知及び公告方法</p> <p>（十三）株主会が定める必要があると認めるその他の事項</p>
<p>第九十六条 股份有限公司的注册资本为在公司登记机关登记的已发行股份的股本总额。在发起人认购的股份缴足前，不得向他人募集股份。</p> <p>法律、行政法规以及国务院决定对股份有限公司注册资本最低限额另有规定的，从其规定。</p>	<p>第九十六条 股份有限公司の登録資本金は、会社登記機関に登記する発行済株式の資本総額とする。発起人が引き受けた株式を全額払い込むまで、他人に対して株式の募集をしてはならない。</p> <p>法律、行政法規及び国務院の決定に股份有限公司の登録資本金の最低限度額について別段の規定がある場合、その規定に従う。</p>
<p>第九十七条 以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当认足公司章程规定的公司设立时应发行的股份。</p> <p>以募集设立方式设立股份有限公司的，发起人认购的股份不得少于公司章程规定的公司设立时应发行股份总数的百分之三十五；但是，法律、行政法规另有规定的，从其规定。</p>	<p>第九十七条 發起設立方式により股份有限公司を設立する場合、発起人は、会社定款に定める会社設立時に発行すべき株式を全て引き受けなければならない。</p> <p>募集設立方式により股份有限公司を設立する場合、発起人が引き受ける株式は、会社定款に定める会社設立時に発行すべき株式総数の35%を下回ってはならない。ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。</p>
<p>第九十八条 发起人应当在公司成立前按照其认购的股份全额缴纳股款。</p> <p>发起人的出资，适用本法第四十八条、第四十九条第二款关于有限责任公司股东出资的规定。</p>	<p>第九十八条 発起人は、会社成立前に、その引き受けた株式に従い株式払込金を全額払い込まなければならない。</p>

中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效	中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行
	發起人による出資には、本法第四十八条、第四十九条第二項の有限責任会社の株主による出資に関する規定を適用する。
第九十九条 发起人不按照其认购的股份缴纳股款，或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认购的股份的，其他发起人与该发起人在出资不足的范围内承担连带责任。	第九十九条 發起人がその引き受けた株式に従い株式払込金を払い込まず、又は出資とする非貨幣性財産の実際の価額が引き受けた株式を著しく下回る場合、その他の發起人は、当該發起人と連帯して出資不足の範囲内において責任を負う。
第一百条 发起人向社会公开募集股份，应当公告招股说明书，并制作认股书。认股书应当载明本法第一百五十四条第二款、第三款所列事项，由认股人填写认购的股份数、金额、住所，并签名或者盖章。认股人应当按照所认购股份足额缴纳股款。	第一百条 發起人は、株式を公開募集する場合、目論見書を公告し、かつ株式引受書を作成しなければならない。株式引受書には、本法第一百五十四条第二項、第三項に列記する事項を明記しなければならない。株式引受人が引き受ける株式数、金額、住所を記入し、かつ署名又は捺印する。株式引受人は、引き受けた株式に従い株式払込金を全額払い込まなければならない。
第一百零一条 向社会公开募集股份的股款缴足后，应当经依法设立的验资机构验资并出具证明。	第一百零一条 公開募集株式の株式払込金が全額払い込まれた後、法により設立された出資検査機構による出資検査を受け、かつ出資証明書の交付を受けなければならない。
第一百零二条 股份有限公司应当制作股东名册并置备于公司。股东名册应当记载下列事项： （一）股东的姓名或者名称及住所； （二）各股东所认购的股份种类及股份数； （三）发行纸面形式的股票的，股票的编号； （四）各股东取得股份的日期。	第一百零二条 股份有限公司は、株主名簿を作成し、会社に備え付けなければならない。株主名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 （一）株主の氏名又は名称及び住所 （二）各株主が引き受けた株式の種類及び株式数 （三）紙面形式の株券を発行する場合、株券の番号 （四）各株主が株式を取得した日
第一百零三条 募集设立股份有限公司的发起人应当自公司设立时应发行股份的股款缴足之日起三十日内召开公司成立大会。发起人应当在成立大会召开十五日前将会议日期通知各认股	第一百零三条 股份有限公司を募集設立する發起人は、会社設立時に発行すべき株式の株式払込金が全額払い込まれた日から 30 日以内に会社成立大会を開催しなければならない。發起人は、成立大会開催の 15 日前までに会議の期日を各株式引受人に通知し、又は公告しなければ

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>人或者予以公告。成立大会应当有持有表决权过半数的认股人出席，方可举行。</p> <p>以发起设立方式设立股份有限公司成立大会的召开和表决程序由公司章程或者发起人协议规定。</p>	<p>ならない。成立大会は、議決権の過半数を有する株式引受人の出席によって開催しなければならない。</p> <p>発起設立方式により股份有限公司を設立する場合における成立大会の開催及び議決の手續は、会社定款又は発起人契約により定める。</p>
<p>第一百零四条 公司成立大会行使下列职权：</p> <p>（一）审议发起人关于公司筹办情况的报告；</p> <p>（二）通过公司章程；</p> <p>（三）选举董事、监事；</p> <p>（四）对公司的设立费用进行审核；</p> <p>（五）对发起人非货币财产出资的作价进行审核；</p> <p>（六）发生不可抗力或者经营条件发生重大变化直接影响公司设立的，可以作出不设立公司的决议。</p> <p>成立大会对前款所列事项作出决议，应当经出席会议的认股人所持表决权过半数通过。</p>	<p>第百四条 会社の成立大会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）発起人の会社設立準備状況に関する報告を審議すること</p> <p>（二）会社定款を採択すること</p> <p>（三）董事、監事を選出すること</p> <p>（四）会社の設立費用を審査すること</p> <p>（五）発起人の非貨幣性財産出資に関する査定を審査すること</p> <p>（六）不可抗力が発生し、又は経営条件に重大な変化が発生して会社設立に直接の影響が生じた場合において会社を設立しない旨の決議を行うことができること</p> <p>成立大会が前項に掲げる事項について決議を行う場合、会議に出席した株式引受人の保有する議決権の過半数により採択しなければならない。</p>
<p>第一百零五条 公司设立时应发行的股份未募足，或者发行股份的股款缴足后，发起人在三十日内未召开成立大会的，认股人可以按照所缴股款并加算银行同期存款利息，要求发起人返还。</p> <p>发起人、认股人缴纳股款或者交付非货币财产出资后，除未按期募足股份、发起人未按期召开成立大会或者成立大会决议不设立公司的情形外，不得撤回其股本。</p>	<p>第百五条 会社設立時に発行すべき全部の株式の引受が完了せず、又は発行株式の株式払込金が全額払い込まれた後、発起人が30日以内に成立大会を開催しない場合、株式引受人は、払い込んだ株式払込金に同一期間の銀行預金利息を加えて、発起人に返還を要求することができる。</p> <p>発起人、株式引受人が株式払込金を払い込み、又は非貨幣性財産出資を払い込んだ後においては、期間内に全部の株式の引き受けが完了しない場合、発起人が期日どおりに成立大会を開催しない場合、又は成立大会が会社を設立しない旨の決議を行った場合を除き、その資本を払い戻してはならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一百零六条 董事会应当授权代表，于公司成立大会结束后三十日内向公司登记机关申请设立登记。</p>	<p>第一百零六条 董事会は、代表者に授權して、会社成立大会終了後 30 日以内に会社登記機関に設立登記を申請させなければならない。</p>
<p>第一百零七条 本法第四十四条、第四十九条第三款、第五十一条、第五十二条、第五十三条的规定，适用于股份有限公司。</p>	<p>第一百零七条 本法第四十四条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条、第五十三条の規定は、股份有限公司に適用する。</p>
<p>第一百零八条 有限责任公司变更为股份有限公司时，折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司，为增加注册资本公开发行股份时，应当依法办理。</p>	<p>第一百零八条 有限責任公司を股份有限公司に変更する場合、換算した実際に払い込まれた資本総額は会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任公司を股份有限公司に変更し、登録資本金を増加させるために株式を公開発行する場合、法により行わなければならない。</p>
<p>第一百零九条 股份有限公司应当将公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议记录、监事会会议记录、财务会计报告、债券持有人名册置备于本公司。</p>	<p>第一百零九条 股份有限公司は、会社定款、株主名簿、株主会議事録、董事会議事録、監事会議事録、財務会計報告書、債券保有者名簿を自社に備え付けなければならない。</p>
<p>第一百一十条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议、财务会计报告，对公司的经营提出建议或者质询。</p> <p>连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之三以上股份的股东要求查阅公司的会计账簿、会计凭证的，适用本法第五十七条第二款、第三款、第四款的规定。公司章程对持股比例有较低规定的，从其规定。</p> <p>股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前两款的规定。</p> <p>上市公司股东查阅、复制相关材料的，应当遵守《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。</p>	<p>第一百一十条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会議事録、董事會會議決議、監事會會議決議、財務會計報告書を閲覧、複製し、会社の経営について提案又は質問を行う権利を有する。</p> <p>180 日以上連続して単独又は合計で会社の 3% 以上の株式を有する株主が会社の会計帳簿、会計証憑の閲覧を要求する場合、本法第五十七条第二項、第三項、第四項の規定を適用する。会社定款に持株比率についてより低い規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧、複製を要求する場合、前二項の規定を適用する。</p> <p>上場会社の株主が関連資料を閲覧、複製する場合、「中華人民共和國証券法」等の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第二节 股东会</p>	<p style="text-align: center;">第二節 株主会</p>
<p>第一百一十一条 股份有限公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。</p>	<p>第一百一十一条 股份有限公司の株主会は、全株主により構成される。株主会は、会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一百一十二条 本法第五十九条第一款、第二款关于有限责任公司股东会职权的规定，适用于股份有限公司股东会。</p> <p>本法第六十条关于只有一个股东的有限责任公司不设股东会的规定，适用于只有一个股东的股份有限公司。</p>	<p>第一百二十二条 本法第五十九条第一項、第二項の有限責任会社の株主会の職権に関する規定は、股份有限公司の株主会に適用する。</p> <p>本法第六十条の1名のみ株主を有する有限責任会社は株主会を設けない旨の規定は、1名のみ株主を有する股份有限公司に適用する。</p>
<p>第一百一十三条 股东会应当每年召开一次年会。有下列情形之一的，应当在两个月内召开临时股东会会议：</p> <p>（一）董事人数不足本法规定人数或者公司章程所定人数的三分之二时；</p> <p>（二）公司未弥补的亏损达股本总额三分之一时；</p> <p>（三）单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求时；</p> <p>（四）董事会认为必要时；</p> <p>（五）监事会提议召开时；</p> <p>（六）公司章程规定的其他情形。</p>	<p>第一百十三條 株主会は、毎年1回年次総会を開催しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、2か月以内に臨時株主会会議を開催しなければならない。</p> <p>（一）董事の人数が本法に定める人数又は会社定款に定める人数の3分の2に満たなくなったとき</p> <p>（二）会社の未補填の欠損が資本総額の3分の1に達したとき</p> <p>（三）単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主が請求したとき</p> <p>（四）董事会が必要であると認めるとき</p> <p>（五）監事会が開催を提案したとき</p> <p>（六）会社定款に定めるその他の事由</p>
<p>第一百一十四条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。</p> <p>董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，监事会应当及时召集和主持；监事会不召集和主持的，连续九十日以上单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东可以自行召集和主持。</p> <p>单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求召开临时股东会会议的，董事会、监事会应当在收到请求之日起十日内作出是否召开临时股东会会议的决定，并书面答复股东。</p>	<p>第一百十四條 株主会会議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で推薦する1名の董事が主宰する。</p> <p>董事会が株主会会議招集の職責を履行できず、又は履行しない場合、監事会は、遅滞なく招集及び主宰しなければならない。監事会が招集及び主宰しない場合、90日以上連続して単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主は、自ら招集及び主宰することができる。</p> <p>単独又は合計で会社の10%以上の株式を保有する株主が臨時株主会会議の開催を請求する場合、董事会、監事会は、請求を受けた日から10日以内に臨時株主会会議を開催するか否かを</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>第一百一十五条 召开股东会会议，应当将会议召开的时间、地点和审议的事项于会议召开二十日前通知各股东；临时股东会会议应当于会议召开十五日前通知各股东。</p> <p>单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以在股东会会议召开十日前提出临时提案并书面提交董事会。临时提案应当有明确议题和具体决议事项。董事会应当在收到提案后二日内通知其他股东，并将该临时提案提交股东会审议；但临时提案违反法律、行政法规或者公司章程的规定，或者不属于股东会职权范围的除外。公司不得提高提出临时提案股东的持股比例。</p> <p>公开发行股份的公司，应当以公告方式作出前款规定的通知。</p> <p>股东会不得对通知中未列明的事项作出决议。</p>	<p>決定し、かつ書面により株主に回答しなければならない。</p> <p>第百十五条 株主会会議を開催する場合、会議開催の時期、場所及び審議事項を会議開催の 20 日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主会会議については、会議開催の 15 日前までに各株主に通知しなければならない。</p> <p>単独又は合計で会社の 1%以上の株式を保有する株主は、株主会会議開催の 10 日前までに臨時提案を行い、かつ書面により董事会に提出することができる。臨時提案には、明確な議題及び具体的な決議事項がなければならない。董事会は、提案を受けた後 2 日以内にその他の株主に通知し、かつ当該臨時提案を株主会の審議にかけなければならない。ただし、臨時提案が法律、行政法規若しくは会社定款の規定に違反する場合、又は株主会の職権範囲に属しない場合はこの限りでない。会社は、臨時提案を行った株主の持株比率を上昇させてはならない。</p> <p>株式を公開發行する会社は、公告方式により前二項に定める通知を行わなければならない。</p> <p>株主会は、通知に記載のない事項について決議を行ってはならない。</p>
<p>第一百一十六条 股东出席股东会会议，所持每一股份有一表决权，类别股股东除外。公司持有的本公司股份没有表决权。</p> <p>股东会作出决议，应当经出席会议的股东所持表决权过半数通过。</p> <p>股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>第百十六条 株主は、株主会会議に出席する場合、保有する 1 株につき 1 票の議決権を有する。種類株式の株主はこの限りでない。会社が保有する自社株式は、議決権を有しない。</p> <p>株主会が決議を行う場合、会議に出席した株主の保有する議決権の過半数によって採択しなければならない。</p> <p>株主会が会社定款の修正、会社の登録資本金の増加又は減少の決議、及び会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更の決議を行う場合、会議に出席した株主の保有する議決権の 3 分の 2 以上によって採択しなければならない。</p>
<p>第一百一十七条 股东会选举董事、监事，可以按照公司章程的规定或者股东会的决议，实行累积投票制。</p>	<p>第百十七条 株主会は、董事、監事の選出する場合、会社定款の規定又は株主会の決議に従い、累積投票制を実行することができる。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>本法所称累积投票制，是指股东会选举董事或者监事时，每一股份拥有与应选董事或者监事人数相同的表决权，股东拥有的表决权可以集中使用。</p>	<p>本法にいう累積投票制とは、株主会が董事又は監事を選出する場合において、株式1株が選出すべき董事又は監事の人数と同等数の議決権を有し、株主が保有する議決権を集中的に使用することができることをいう。</p>
<p>第一百一十八条 股东委托代理人出席股东会会议的，应当明确代理人代理的事项、权限和期限；代理人应当向公司提交股东授权委托书，并在授权范围内行使表决权。</p>	<p>第一百八条 株主は、代理人に委託して株主会会議に出席させる場合、代理人が代理する事項、権限及び期限を明確化しなければならない。代理人は、会社に株主の授權委託書を提出し、かつ授權範囲内において議決権を行使しなければならない。</p>
<p>第一百一十九条 股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，主持人、出席会议的董事应当在会议记录上签名。会议记录应当与出席股东的签名册及代理出席的委托书一并保存。</p>	<p>第一百九条 株主会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。主催者、會議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。議事録は、出席した株主の名簿及び代理出席の委託書とともに保存しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第三节 董事会、经理</p>	<p style="text-align: center;">第三節 董事會、經理</p>
<p>第一百二十条 股份有限公司设董事会，本法第一百二十八条另有规定的除外。</p> <p>本法第六十七条、第六十八条第一款、第七十条、第七十一条的规定，适用于股份有限公司。</p>	<p>第一百二十条 股份有限公司は、董事會を設置する。本法第一百二十八条に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>本法第六十七条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条の規定は、股份有限公司に適用する。</p>
<p>第一百二十一条 股份有限公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。</p> <p>审计委员会成员为三名以上，过半数成员不得在公司担任除董事以外的其他职务，且不得与公司存在任何可能影响其独立客观判断的关系。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。</p> <p>审计委员会作出决议，应当经审计委员会成员的过半数通过。</p> <p>审计委员会决议的表决，应当一人一票。</p>	<p>第一百二十一条 股份有限公司は、会社定款の規定に従い、董事會内に董事により構成される監査委員會を設置し、本法に定める監事會の職権を行使させ、監事會又は監事を置かないことができる。</p> <p>監査委員會の構成員は3名以上とし、過半数の構成員は、会社において董事以外のその他の職務に就任してはならず、かつ会社との間にその独立した客観的な判断に影響を与えうるいかなる関係も存在してはならない。会社董事會構成員中の従業員代表は、監査委員會の構成員となることができる。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>审计委员会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。</p> <p>公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置其他委员会。</p>	<p>監査委員会が決議を行う場合、監査委員会構成員の過半数により採択しなければならない。</p> <p>監査委員会決議の議決は、1人1票により行わなければならない。</p> <p>監査委員会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款により定める。</p> <p>会社は、会社定款の規定に従い董事会内にその他の委員会を設置することができる。</p>
<p>第一百二十二条 董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长和副董事长由董事会以全体董事的过半数选举产生。</p> <p>董事长召集和主持董事会会议，检查董事会决议的实施情况。副董事长协助董事长工作，董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长履行职务；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事履行职务。</p>	<p>第一百二十二条 董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長は、董事会において全董事の過半数により選出する。</p> <p>董事長は、董事会会議を招集及び主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は、董事長の職務を補佐し、董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の董事が共同で推薦する1名の董事が職務を履行する。</p>
<p>第一百二十三条 董事会每年度至少召开两次会议，每次会议应当于会议召开十日前通知全体董事和监事。</p> <p>代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上董事或者监事会，可以提议召开临时董事会会议。董事长应当自接到提议后十日内，召集和主持董事会会议。</p> <p>董事会召开临时会议，可以另定召集董事会的通知方式和通知时限。</p>	<p>第一百二十三条 董事会は、毎年度少なくとも2回会議を開催し、各回の会議は会議開催の10日前までに全董事及び監事に通知しなければならない。</p> <p>10分の1以上の議決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会は、臨時董事会会議の開催を提案することができる。董事長は、提案を受けた後10日以内に董事会会議を招集及び主宰しなければならない。</p> <p>董事会の臨時会議開催については、董事会招集の通知方式及び通知期限を別途定めることができる。</p>
<p>第一百二十四条 董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。</p> <p>董事会决议的表决，应当一人一票。</p>	<p>第一百二十四条 董事会会議は、過半数の董事の出席によって開催しなければならない。董事会が決議を行う場合、全董事の過半数により採択しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>董事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。</p>	<p>董事会決議の議決は、1人1票により行わなければならない。</p> <p>董事会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。</p>
<p>第一百二十五条 董事会会议，应当由董事本人出席；董事因故不能出席，可以书面委托其他董事代为出席，委托书应当载明授权范围。</p> <p>董事应当对董事会的决议承担责任。董事会的决议违反法律、行政法规或者公司章程、股东会决议，给公司造成严重损失的，参与决议的董事对公司负赔偿责任；经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的，该董事可以免除责任。</p>	<p>第一百二十五条 董事会會議には、董事本人が出席しなければならない。董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の董事に委託して代理出席させることができ、委託書には、授權範囲を明記しなければならない。</p> <p>董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会の決議が法律、行政法規又は会社定款、株主会決議に違反し、会社に重大な損失を与えた場合、決議に参加した董事は、会社に対して賠償責任を負う。議決に際して異議を表明し、かつ議事録に記載されていることが証明された場合、当該董事の責任は免除することができる。</p>
<p>第一百二十六条 股份有限公司设经理，由董事会决定聘任或者解聘。</p> <p>经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。</p>	<p>第一百二十六条 股份有限公司は、經理を置き、董事会が任命又は解任を決定する。</p> <p>經理は、董事会に対して責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授權に基づき職権を行使する。經理は、董事会會議に列席する。</p>
<p>第一百二十七条 公司董事会可以决定由董事会成员兼任经理。</p>	<p>第一百二十七条 会社の董事会は、董事会の構成員による經理の兼任を決定することができる。</p>
<p>第一百二十八条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。</p>	<p>第一百二十八条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない股份有限公司は、董事会を設置せず、董事1名を置き、本法に定める董事会の職権を行使させることができる。当該董事は、会社の經理を兼任することができる。</p>
<p>第一百二十九条 公司应当定期向股东披露董事、监事、高级管理人员从公司获得报酬的情况。</p>	<p>第一百二十九条 会社は、定期的に株主に対して董事、監事、高級管理職が会社から取得する報酬の状況を開示しなければならない。</p>
<p>第四节 监事会</p>	<p>第四節 監事會</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一百三十条 股份有限公司设监事会，本法第一百二十一条第一款、第一百三十三条另有规定的除外。</p> <p>监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。</p> <p>监事会设主席一人，可以设副主席。监事会主席和副主席由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由监事会副主席召集和主持监事会会议；监事会副主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。</p> <p>董事、高级管理人员不得兼任监事。</p> <p>本法第七十七条关于有限责任公司监事任期的规定，适用于股份有限公司监事。</p>	<p>第一百三十条 股份有限公司は、監事会を設置する。本法第一百二十一条第一項、第一百三十三条に別途定める場合を除く。</p> <p>監事会の構成員は3名以上とする。監事会の構成員には、株主代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款により定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙により選出する。</p> <p>監事会は主席1名を置くものとし、副主席を置くことができる。監事会の主席及び副主席は、全監事の過半数により選出する。監事会主席は、監事会会議を招集及び主宰する。監事会主席が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、監事会副主席が監事会会議を招集及び主宰する。監事会副主席が職務を履行できず、又は職務を履行しない場合、過半数の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集及び主宰する。</p> <p>董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。</p> <p>本法第七十七条の有限責任会社の監事の任期に関する規定は、股份有限公司の監事に適用する。</p>
<p>第一百三十一条 本法第七十八条至第八十条的规定，适用于股份有限公司监事会。</p> <p>监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。</p>	<p>第一百三十一条 本法第七十八条から第八十条の規定は、股份有限公司の監事会に適用する。</p> <p>監事会の職権行使に必要となる費用は、会社が負担する。</p>
<p>第一百三十二条 监事会每六个月至少召开一次会议。监事可以提议召开临时监事会会议。</p> <p>监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的以外，由公司章程规定。</p> <p>监事会决议应当经全体监事的过半数通过。</p> <p>监事会决议的表决，应当一人一票。</p>	<p>第一百三十二条 監事会は、6か月ごとに少なくとも1回会議を開催する。監事は、臨時監事会会議の開催を提案することができる。</p> <p>監事会の議事方式及び議決手続は、本法に規定がある場合を除き、会社定款により定める。</p> <p>監事会決議は、全監事の過半数により採択しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。</p>	<p>監事会決議の議決は、1人1票により行わなければならない。</p> <p>監事会は、議事の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した監事は、議事録に署名しなければならない。</p>
<p>第一百三十三条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权。</p>	<p>第百三十三条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない股份有限公司は、監事会を設置せず、監事1名を置き、本法に定める監事会の職権を行使させることができる。</p>
<p>第五节 上市公司组织机构的特别规定</p>	<p>第五節 上場会社組織機構に関する特別規定</p>
<p>第一百三十四条 本法所称上市公司，是指其股票在证券交易所上市交易的股份有限公司。</p>	<p>第百三十四条 本法にいう上場会社とは、その株券を証券取引所において上場取引する股份有限公司をいう。</p>
<p>第一百三十五条 上市公司在一年内购买、出售重大资产或者向他人提供担保的金额超过公司资产总额百分之三十的，应当由股东会作出决议，并经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>第百三十五条 上場会社の1年間における重大資産の購入、売却又は他人に提供する担保の金額が会社の資産総額の30%を超える場合、株主会が決議を行わなければならない。かつ会議に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上により採択しなければならない。</p>
<p>第一百三十六条 上市公司设独立董事，具体管理办法由国务院证券监督管理机构规定。</p> <p>上市公司的公司章程除载明本法第九十五条规定的事项外，还应当依照法律、行政法规的规定载明董事会专门委员会的组成、职权以及董事、监事、高级管理人员薪酬考核机制等事项。</p>	<p>第百三十六條 上場会社は、独立董事を置き、具体的な管理規則は國務院証券監督管理機構が定める。</p> <p>上場会社の会社定款には、本法第九十五条に定める事項を明記するほか、法律、行政法規の規定により董事会専門委員会の構成、職権及び董事、監事、高級管理職の報酬考課制度等の事項も明記しなければならない。</p>
<p>第一百三十七条 上市公司在董事会中设置审计委员会的，董事会对下列事项作出决议前应当经审计委员会全体成员过半数通过：</p> <p>（一）聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所；</p> <p>（二）聘任、解聘财务负责人；</p> <p>（三）披露财务会计报告；</p>	<p>第百三十七條 上場会社が董事会内に監査委員会を設置する場合、董事会は、次の各号に掲げる事項について決議を行う前に、監査委員会の全構成員の過半数により採択しなければならない。</p> <p>（一）会社の監査業務を引き受ける会計事務所の招聘、解任</p> <p>（二）財務責任者の任命、解任</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（四）国务院证券监督管理机构规定的其他事项。</p>	<p>（三）財務會計報告書の開示 （四）國務院証券監督管理機構が定めるその他の事項</p>
<p>第一百三十八条 上市公司设董事会秘书，负责公司股东会和董事会会议的筹备、文件保管以及公司股东资料的管理，办理信息披露事务等事宜。</p>	<p>第一百三十八条 上場会社は、董事会秘書を置き、会社株主会及び董事会の会議の準備、文書保管並びに会社株主資料の整理、情報開示事務等を行わせる。</p>
<p>第一百三十九条 上市公司董事与董事会会议决议事项所涉及的企业或者个人有关联关系的，该董事应当及时向董事会书面报告。有关联关系的董事不得对该项决议行使表决权，也不得代理其他董事行使表决权。该董事会会议由过半数的无关联关系董事出席即可举行，董事会会议所作决议须经无关联关系董事过半数通过。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交上市公司股东会审议。</p>	<p>第一百三十九条 上場会社の董事が董事会会議の決議事項に関わる企業又は個人と関連関係を有する場合、当該董事は、遅滞なく董事会に書面により報告しなければならない。関連関係がある董事は、当該決議事項について議決権を行使してはならず、また、その他の董事の議決権の行使を代理することもできない。当該董事会会議は、過半数の関連関係のない董事が出席すれば開催することができ、董事会会議で行う決議は、関連関係のない董事の過半数により採択しなければならない。董事会会議に出席した関連関係のない董事の人数が3名に満たない場合、当該事項を上場会社株主会の審議にかけなければならない。</p>
<p>第一百四十条 上市公司应当依法披露股东、实际控制人的信息，相关信息应当真实、准确、完整。 禁止违反法律、行政法规的规定代持上市公司股票。</p>	<p>第一百四十条 上場会社は、法により株主、実質的支配者の情報を開示しなければならない。関連情報は真実、正確、完全なものでなければならない。 法律、行政法規の規定に違反して上場会社の株券を代理保有することを禁止する。</p>
<p>第一百四十一条 上市公司控股子公司不得取得该上市公司的股份。 上市公司控股子公司因公司合并、质权行使等原因持有上市公司股份的，不得行使所持股份对应的表决权，并应当及时处分相关上市公司股份。</p>	<p>第一百四十一条 上場会社が支配する子会社は、当該上場会社の株式を取得してはならない。 上場会社が支配する子会社は、会社の合併、質権行使等により上場会社の株式を保有する場合、保有する株式に対応する議決権を行使してはならず、かつ遅滞なく関連上場会社の株式を処分しなければならない。</p>
<p>第六章 股份有限公司的股份发行和转让</p>	<p>第六章 股份有限公司の株式発行及び譲渡</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一节 股份发行</p>	<p>第一節 株式の発行</p>
<p>第一百四十二条 公司的资本划分为股份。公司的全部股份，根据公司章程的规定择一采用面额股或者无面额股。采用面额股的，每一股的金额相等。</p> <p>公司可以根据公司章程的规定将已发行的面额股全部转换为无面额股或者将无面额股全部转换为面额股。</p> <p>采用无面额股的，应当将发行股份所得股款的二分之一以上计入注册资本。</p>	<p>第一百四十二条 会社の資本は株式に分ける。会社の全株式は、会社定款の規定に基づき額面株式又は無額面株式のいずれかを採用する。額面株式を採用する場合、1株当たりの金額は均一とする。</p> <p>会社は、会社定款の規定に基づき、発行済みの額面株式の全部を無額面株式に転換し、又は無額面株式の全部を額面株式に転換することができる。</p> <p>無額面株式を採用する場合、株式発行により取得した株式払込金の2分の1以上を登録資本金として計上しなければならない。</p>
<p>第一百四十三条 股份的发行，实行公平、公正的原则，同类别的每一股份应当具有同等权利。</p> <p>同次发行的同类别股份，每股的发行条件和价格应当相同；认购人所认购的股份，每股应当支付相同价额。</p>	<p>第一百四十三条 株式の発行においては、公平、公正の原則を実行し、同一種類の株式1株は、いずれも同等の権利を有しなければならない。</p> <p>同時に発行する同一種類の株式は、1株当たりの発行条件及び価額が均一でなければならない。引受人が引き受けた株式は、1株につき払い込む価額が均一でなければならない。</p>
<p>第一百四十四条 公司可以按照公司章程的规定发行下列与普通股权利不同的类别股：</p> <p>（一）优先或者劣后分配利润或者剩余财产的股份；</p> <p>（二）每一股的表决权数多于或者少于普通股的股份；</p> <p>（三）转让须经公司同意等转让受限的股份；</p> <p>（四）国务院规定的其他类别股。</p> <p>公开发行股份的公司不得发行前款第二项、第三项规定的类别股；公开发行前已发行的除外。</p> <p>公司发行本条第一款第二项规定的类别股的，对于监事或者审计委员会成员的选举和更换，类别股与普通股每一股的表决权数相同。</p>	<p>第一百四十四条 会社は、会社定款の規定に従い次の各号に掲げる普通株とは権利が異なる種類株を発行することができる。</p> <p>（一）利益又は残余財産を優先的又は劣後的に分配する株式</p> <p>（二）1株当たりの議決権数が普通株を上回る又は下回る株式</p> <p>（三）譲渡に会社の同意を要する等の譲渡制限を受ける株式</p> <p>（四）国務院が定めるその他の種類株</p> <p>株式を公開発行する会社は、前項第二号、第三号に定める種類株を発行してはならない。公開発行する前に発行済みの場合はこの限りでない。</p> <p>会社が本条第一項第二号に定める種類株を発行する場合、監事又は監査委員会構成員の選出</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>及び更迭に対する種類株と普通株の1株当たりの議決権は同数とする。</p>
<p>第一百四十五条 发行类别股的公司，应当在公司章程中载明以下事项：</p> <p>（一）类别股分配利润或者剩余财产的顺序；</p> <p>（二）类别股的表决权数；</p> <p>（三）类别股的转让限制；</p> <p>（四）保护中小股东权益的措施；</p> <p>（五）股东会认为需要规定的其他事项。</p>	<p>第一百四十五条 種類株を發行する会社は、会社定款に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>（一）種類株の利益又は残余財産を分配する順序</p> <p>（二）種類株の議決権数</p> <p>（三）種類株の譲渡制限</p> <p>（四）少数株主の權益の保護措置</p> <p>（五）株主会が定める必要があると認めるその他の事項</p>
<p>第一百四十六条 发行类别股的公司，有本法第一百一十六条第三款规定的事项等可能影响类别股股东权利的，除应当依照第一百一十六条第三款的规定经股东会决议外，还应当经出席类别股股东会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p> <p>公司章程可以对需经类别股股东会议决议的其他事项作出规定。</p>	<p>第一百四十六条 種類株を發行する会社は、本法第一百六条第三項に定める事項等があり、種類株の株主の權利に影響を与えうる場合、第一百六条第三項の規定により株主会決議を経なければならないほか、種類株の株主會議に出席する株主の保有する議決権の3分の2以上により採択しなければならない。</p> <p>会社定款には、種類株の株主會議決議を経る必要があるその他の事項を定めることができる。</p>
<p>第一百四十七条 公司的股份采取股票的形式。股票是公司签发的证明股东所持股份的凭证。</p> <p>公司发行的股票，应当为记名股票。</p>	<p>第一百四十七条 会社の株式は、株券の形式をとる。株券は、株主の保有株式を証明するために会社が發行する証憑である。</p> <p>会社が發行する株券は、記名株券でなければならない。</p>
<p>第一百四十八条 面额股股票的发行价格可以按票面金额，也可以超过票面金额，但不得低于票面金额。</p>	<p>第一百四十八条 額面株式の株券の發行価額は、券面額によってもよいし、券面額を超えてもよいが、券面額を下回ってはならない。</p>
<p>第一百四十九条 股票采用纸面形式或者国务院证券监督管理机构规定的其他形式。</p> <p>股票采用纸面形式的，应当载明下列主要事项：</p> <p>（一）公司名称；</p>	<p>第一百四十九条 株券は、紙面の形式又は國務院証券監督管理機構の定めるその他の形式を採用する。</p> <p>株券に紙面の形式を採用する場合、次の各号に掲げる主な事項を明記しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（二）公司成立日期或者股票发行的时间；</p> <p>（三）股票种类、票面金额及代表的股份数，发行无面额股的，股票代表的股份数。</p> <p>股票采用纸面形式的，还应当载明股票的编号，由法定代表人签名，公司盖章。</p> <p>发起人股票采用纸面形式的，应当标明发起人股票字样。</p>	<p>（一）会社の名称</p> <p>（二）会社の成立日又は株券発行日</p> <p>（三）株券の種類、券面額及びその表章する株式数。無額面株式を発行する場合、株券の表章する株式数</p> <p>株券に紙面の形式を採用する場合、さらに株券の番号を明記し、法定代表者が署名し、会社が捺印しなければならない。</p> <p>発起人株券に紙面の形式を採用する場合、発起人株券である旨の文字を明示しなければならない。</p>
<p>第一百五十五条 股份有限公司成立后，即向股东正式交付股票。公司成立前不得向股东交付股票。</p>	<p>第一百五十五条 股份有限公司は、成立後、直ちに株主に株券を正式に交付する。会社は、成立前に株主に株券を交付してはならない。</p>
<p>第一百五十一条 公司发行新股，股东会应当对下列事项作出决议：</p> <p>（一）新股种类及数额；</p> <p>（二）新股发行价格；</p> <p>（三）新股发行的起止日期；</p> <p>（四）向原有股东发行新股的种类及数额；</p> <p>（五）发行无面额股的，新股发行所得股款计入注册资本的金额。</p> <p>公司发行新股，可以根据公司经营情况和财务状况，确定其作价方案。</p>	<p>第一百五十一条 会社が新株を発行する場合、株主会は、次の各号に掲げる事項について決議を行わなければならない。</p> <p>（一）新株の種類及び数</p> <p>（二）新株の発行価額</p> <p>（三）新株発行の開始日及び終了日</p> <p>（四）既存株主に発行する新株の種類及び数</p> <p>（五）無額面株式を発行する場合、新株発行により取得する株式払込金を登録資本金として計上する金額</p> <p>会社は、新株を発行する場合、会社の経営状況及び財産状況に基づき、その査定案を確定することができる。</p>
<p>第一百五十二条 公司章程或者股东会可以授权董事会在三年内决定发行不超过已发行股份百分之五十的股份。但以非货币财产作价出资的应当经股东会决议。</p> <p>董事会依照前款规定决定发行股份导致公司注册资本、已发行股份数发生变化的，对公司章程该项记载事项的修改不需再由股东会表决。</p>	<p>第一百五十二条 会社定款又は株主会は、董事会に授權して3年以内に発行済株式の50%を超えない株式を発行することを決定させることができる。ただし、非貨幣性財産を査定して出資する場合、株主会決議を経なければならない。</p> <p>董事会が前項の規定により株式発行を決定したことにより会社の登録資本金、発行済株式数</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>に変化が生じた場合、会社定款の当該記載事項の修正については、株主会の議決を要しない。</p>
<p>第一百五十三条 公司章程或者股东会授权董事会决定发行新股的，董事会决议应当经全体董事三分之二以上通过。</p>	<p>第一百五十三条 会社定款又は株主会の授權により董事会が新株の發行を決定する場合、董事会決議は、全董事の3分の2以上により採択しなければならない。</p>
<p>第一百五十四条 公司向社会公开募集股份，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告招股说明书。</p> <p>招股说明书应当附有公司章程，并载明下列事项：</p> <p>（一）发行的股份总数；</p> <p>（二）面额股的票面金额和发行价格或者无面额股的发行价格；</p> <p>（三）募集资金的用途；</p> <p>（四）认股人的权利和义务；</p> <p>（五）股份种类及其权利和义务；</p> <p>（六）本次募股的起止日期及逾期未募足时认股人可以撤回所认股份的说明。</p> <p>公司设立时发行股份的，还应当载明发起人认购的股份数。</p>	<p>第一百五十四条 会社は、株式を公開募集する場合、国务院証券監督管理機構の登録を経たうえで、目論見書を公告しなければならない。</p> <p>目論見書には、会社定款を添付し、かつ次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>（一）發行する株式総数</p> <p>（二）額面株式の券面額及び發行価額又は無額面株式の發行価額</p> <p>（三）募集資金の用途</p> <p>（四）株式引受人の権利及び義務</p> <p>（五）株式の種類並びにその権利及び義務</p> <p>（六）当該株式募集の開始日及び終了日、並びに期間内に全部の株式の引き受けが完了しない場合に株式引受人は引き受け済み株式の取消ができることの説明</p> <p>会社設立時に株式を發行する場合、さらに発起人が引き受ける株式数を明記しなければならない。</p>
<p>第一百五十五条 公司向社会公开募集股份，应当由依法设立的证券公司承销，签订承销协议。</p>	<p>第一百五十五条 会社は、株式を公開募集する場合、法により設立された証券会社に元引受けを行わせ、元引受け契約を締結しなければならない。</p>
<p>第一百五十六条 公司向社会公开募集股份，应当同银行签订代收股款协议。</p> <p>代收股款的银行应当按照协议代收和保存股款，向缴纳股款的认股人出具收款单据，并负有向有关部门出具收款证明的义务。</p> <p>公司发行股份募足股款后，应予公告。</p>	<p>第一百五十六条 会社は、株式を公開募集する場合、銀行と株式払込金取扱契約を締結しなければならない。</p> <p>株式払込金取扱銀行は、契約に従い株式払込金の取扱及び保管を行い、株式払込金を払い込んだ株式引受人に払込証明書を交付しなければならない。</p>

中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效	中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行
	<p>ならず、かつ関連部門に払込証明を提出する義務を負う。</p> <p>会社は、株式を発行して株式払込金が全額払い込まれた後、公告しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第二节 股份转让</p>	<p style="text-align: center;">第二節 株式譲渡</p>
<p>第一百五十七条 股份有限公司的股东持有的股份可以向其他股东转让，也可以向股东以外的人转让；公司章程对股份转让有限制的，其转让按照公司章程的规定进行。</p>	<p>第一百五十七条 股份有限公司の株主が保有する株式は、その他の株主に譲渡することができ、株主以外の者に譲渡することもできる。会社定款に株式譲渡について制限がある場合、その譲渡は会社定款の規定に従う。</p>
<p>第一百五十八条 股东转让其股份，应当在依法设立的证券交易所进行或者按照国务院规定的其他方式进行。</p>	<p>第一百五十八条 株主は、その株式を譲渡する場合、法により設立された証券取引所で行い、又は国务院の定めるその他の方式に従って行わなければならない。</p>
<p>第一百五十九条 股票的转让，由股东以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式进行；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于股东名册。</p> <p>股东会会议召开前二十日内或者公司决定分配股利的基准日前五日内，不得变更股东名册。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司股东名册变更另有规定的，从其规定。</p>	<p>第一百五十九条 株券の譲渡は、株主が裏書方式又は法律、行政法规に定めるその他の方式により行う。譲渡後、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載する。</p> <p>株主会会議が開催される前の 20 日間又は会社が配当を決定する基準日の前の 5 日間においては、株主名簿を変更してはならない。法律、行政法规又は国务院証券監督管理機構に上場会社の株主名簿の変更について別段の規定がある場合、その規定に従う。</p>
<p>第一百六十条 公司公开发行股份前已发行的股份，自公司股票在证券交易所上市交易之日起一年内不得转让。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司的股东、实际控制人转让其所持有的本公司股份另有规定的，从其规定。</p> <p>公司董事、监事、高级管理人员应当向公司申报所持有的本公司的股份及其变动情况，在就任时确定的任职期间每年转让的股份不得超过其所持有本公司股份总数的百分之二十五；所持本公司股份自公司股票上市交易之日起一年内不得转让。上述人员离职后半年内，不得转让其所持有的本公司股份。公司章程可以对公司董事、监</p>	<p>第一百六十条 会社が株式を公開発行する前に発行済みの株式は、会社株券の証券取引所における上場取引日から 1 年以内は譲渡してはならない。法律、行政法规又は国务院証券監督管理機構に上場会社の株主、実質的支配者によるその保有する自社株式の譲渡について別段の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>会社の董事、監事、高級管理職は、その保有する自社の株式及びその変動状況を会社に申告しなければならない。就任時に確定した在任期間中に毎年譲渡する株式は、その保有する自社株式総数の 25%を超えてはならない。保有する自社株式は、会社の株式上場取引日から 1 年以内</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>事、高级管理人员转让其所持有的本公司股份作出其他限制性规定。</p> <p>股份在法律、行政法规规定的限制转让期限内出质的，质权人不得在限制转让期限内行使质权。</p>	<p>は譲渡してはならない。上記の者は、離職後半年以内において、その保有する自社株式を譲渡してはならない。会社定款には、会社の董事、監事、高級管理職によるその保有する自社株式の譲渡に対するその他の制限規定を置くことができる。</p> <p>株式が法律、行政法規に定める譲渡制限期間内に質権設定されている場合、質権者は、譲渡制限期間内に質権を行使してはならない。</p>
<p>第一百六十一条 有下列情形之一的，对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股份，公开发行的股份公司除外：</p> <p>（一）公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；</p> <p>（二）公司转让主要财产；</p> <p>（三）公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。</p> <p>自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股份收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。</p> <p>公司因本条第一款规定的情形收购的本公司股份，应当在六个月内依法转让或者注销。</p>	<p>第一百六十一条 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社に合理的な価格でその株式を買い取るよう請求することができる。株式を公開発行する会社はこの限りでない。</p> <p>（一）会社が5年連続して株主に利益分配を行わず、当該5年連続して黒字であり、かつ本法に定める利益分配条件に合致するとき</p> <p>（二）会社が主要財産を譲渡するとき</p> <p>（三）会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が生じ、株主会が定款修正の決議を採択し、会社を存続させたとき</p> <p>株主会の決議が行われた日から60日以内に、株主と会社が株式買取について合意に達することができない場合、株主は、株主会の決議が行われた日から90日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社が本条第一項に定める事由により買い取る自社株式については、6か月以内に法により譲渡又は消却しなければならない。</p>
<p>第一百六十二条 公司不得收购本公司股份。但是，有下列情形之一的除外：</p> <p>（一）减少公司注册资本；</p> <p>（二）与持有本公司股份的其他公司合并；</p> <p>（三）将股份用于员工持股计划或者股权激励；</p>	<p>第一百六十二条 会社は、自社株式を購入してはならない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>（一）会社の登録資本金を減少させるとき</p> <p>（二）自社株式を保有するその他の会社と合併するとき</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（四）股东因对股东会作出的公司合并、分立决议持异议，要求公司收购其股份；</p> <p>（五）将股份用于转换公司发行的可转换为股票的公司债券；</p> <p>（六）上市公司为维护公司价值及股东权益所必需。</p> <p>公司因前款第一项、第二项规定的情形收购本公司股份的，应当经股东会决议；公司因前款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，可以按照公司章程或者股东会的授权，经三分之二以上董事出席的董事会会议决议。</p> <p>公司依照本条第一款规定收购本公司股份后，属于第一项情形的，应当自收购之日起十日内注销；属于第二项、第四项情形的，应当在六个月内转让或者注销；属于第三项、第五项、第六项情形的，公司合计持有的本公司股份数不得超过本公司已发行股份总数的百分之十，并应当在三年内转让或者注销。</p> <p>上市公司收购本公司股份的，应当依照《中华人民共和国证券法》的规定履行信息披露义务。上市公司因本条第一款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，应当通过公开的集中交易方式进行。</p> <p>公司不得接受本公司的股份作为质权的标的。</p>	<p>（三）株式を従業員持株計画又は持分インセンティブに用いるとき</p> <p>（四）株主が、株主会が行った会社合併、分割の決議に異議を有し、会社にその株式の買取を要求するとき</p> <p>（五）株式を会社が発行する転換社債への転換に用いるとき</p> <p>（六）上場会社が会社の価値及び株主の権益を擁護するために必要であるとき</p> <p>会社は、前項第一号、第二号に定める事由により自社株式を買い取る場合、株主会決議を経なければならない。会社は、前項第三号、第五号、第六号に定める事由により自社株式を買い取る場合、会社定款又は株主会の授權に従い、3分の2以上の董事が出席する董事会会議の決議を経ることができる。</p> <p>会社が本条第一項の規定により自社株式を購入後、第一号の事由に該当する場合、購入日から10日以内に消却しなければならない。第二号、第四号の事由に該当する場合、6か月以内に譲渡又は消却しなければならない。第三号、第五号、第六号の事由に該当する場合、会社が合計で保有する自社株式の数は自社の発行済株式総数の10%を超えてはならず、かつ3年以内に譲渡又は消却しなければならない。</p> <p>上場会社は、自社株式を購入する場合、「中華人民共和国証券法」の規定により情報開示義務を履行しなければならない。上場会社は、本条第一項第三号、第五号、第六号に定める事由により自社株式を購入する場合、公開の集中取引方式により行わなければならない。</p> <p>会社は、自社の株式を質権の目的物として受け入れてはならない。</p>
<p>第一百六十三条 公司不得为他人取得本公司或者其母公司的股份提供赠与、借款、担保以及其他财务资助，公司实施员工持股计划的除外。</p> <p>为公司利益，经股东会决议，或者董事会按照公司章程或者股东会的授权作出决议，公司可以为他人取得本公司或者其母公司的股份提供财务</p>	<p>第一百六十三条 会社は、他人による自社又はその親会社の株式取得のために贈与、貸付、担保及びその他の財務的援助を提供してはならない。従業員持株計画を実施する場合はこの限りでない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>资助，但财务资助的累计总额不得超过已发行股本总额的百分之十。董事会作出决议应当经全体董事的三分之二以上通过。</p> <p>违反前两款规定，给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>会社の利益のために、株主会決議を経た場合、又は董事会が会社定款若しくは株主会の授権に従い決議を行った場合、会社は、他人による自社又はその親会社の株式取得のために財務的援助を提供することができる。ただし、財務的援助の累計総額は、発行済資本総額の10%を超えてはならない。董事会が決議を行う場合、全董事の3分の2以上により採択しなければならない。</p> <p>前二項の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、責任を負う董事、監事、高級管理職は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第一百六十四条 股票被盗、遗失或者灭失，股东可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》规定的公示催告程序，请求人民法院宣告该股票失效。人民法院宣告该股票失效后，股东可以向公司申请补发股票。</p>	<p>第一百六十四条 株券が盗難に遭い、紛失し、又は滅失した場合、株主は、「中華人民共和國民事訴訟法」に定める公示催告手続により、人民法院に当該株券の失効宣告を請求することができる。人民法院が当該株券の失効を宣告した後、株主は、会社に株券の再発行を申請することができる。</p>
<p>第一百六十五条 上市公司的股票，依照有关法律、行政法规及证券交易所交易规则上市交易。</p>	<p>第一百六十五条 上場会社の株券は、関連法律、行政法規及び証券取引所取引規則により上場取引する。</p>
<p>第一百六十六条 上市公司应当依照法律、行政法规的规定披露相关信息。</p>	<p>第一百六十六条 上場会社は、法律、行政法規の規定により関連情報を開示しなければならない。</p>
<p>第一百六十七条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，股份转让受限的股份有限公司的章程另有规定的除外。</p>	<p>第一百六十七条 自然人株主の死亡後、その合法的な相続人は、株主の資格を相続することができる。ただし、株式譲渡が制限されている股份有限公司の定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第七章 国家出资公司组织机构的特别规定</p>	<p>第七章 国家出資会社の組織機構に関する特別規定</p>
<p>第一百六十八条 国家出资公司的组织机构，适用本章规定；本章没有规定的，适用本法其他规定。</p>	<p>第一百六十八条 国家出資会社の組織機構には、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、本法のその他の規定を適用する。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>本法所称国家出资公司，是指国家出资的国有独资公司、国有资本控股公司，包括国家出资的有限责任公司、股份有限公司。</p>	<p>本法にいう国家出資公司とは、国が出資する国有独資公司、国有資本控股公司をいい、国が出資する有限責任公司、股份有限公司を含む。</p>
<p>第一百六十九条 国家出资公司，由国务院或者地方人民政府分别代表国家依法履行出资人职责，享有出资人权益。国务院或者地方人民政府可以授权国有资产监督管理机构或者其他部门、机构代表本级人民政府对国家出资公司履行出资人职责。</p> <p>代表本级人民政府履行出资人职责的机构、部门，以下统称为履行出资人职责的机构。</p>	<p>第百六十九条 国家出資公司是、国务院又は地方人民政府がそれぞれ国を代表して法により出資者の職責を履行し、出資者の權益を享受する。国务院又は地方人民政府は、国有資産監督管理機構又はその他の部門、機構に授權して、同級の人民政府を代表して国家出資公司に対する出資者の職責を履行させることができる。</p> <p>同級の人民政府を代表して出資者の職責を履行する機構、部門について、以下、「出資者職責履行機構」と総称する。</p>
<p>第一百七十条 国家出资公司中中国共产党的组织，按照中国共产党章程的规定发挥领导作用，研究讨论公司重大经营管理事项，支持公司的组织机构依法行使职权。</p>	<p>第百七十条 国家出資公司内の中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従い領導的作用を發揮し、会社の重大な経営管理事項を検討・討議し、会社の組織機構の法による職權行使を支援する。</p>
<p>第一百七十一条 国有独资公司章程由履行出资人职责的机构制定。</p>	<p>第百七十一条 国有独資公司の定款は、出資者職責履行機構が制定する。</p>
<p>第一百七十二条 国有独资公司不设股东会，由履行出资人职责的机构行使股东会职权。履行出资人职责的机构可以授权公司董事会行使股东会的部分职权，但公司章程的制定和修改，公司的合并、分立、解散、申请破产，增加或者减少注册资本，分配利润，应当由履行出资人职责的机构决定。</p>	<p>第百七十二条 国有独資公司是、株主会を設置せず、出資者職責履行機構が株主会の職權を行使する。出資者職責履行機構は、会社董事会に授權して株主会の職權の一部を行使させることができる。ただし、会社定款の制定及び修正、会社の合併、分割、解散、破産申請、登録資本金の増加又は減少、利益分配については、出資者職責履行機構が決定しなければならない。</p>
<p>第一百七十三条 国有独资公司的董事会依照本法规定行使职权。</p> <p>国有独资公司的董事会成员中，应当过半数为外部董事，并应当有公司职工代表。</p> <p>董事会成员由履行出资人职责的机构委派；但是，董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。</p>	<p>第百七十三条 国有独資公司の董事会は、本法の規定により職權を行使する。</p> <p>国有独資公司の董事会の構成員は、過半数を外部董事としなければならない、かつ会社の従業員代表を含めなければならない。</p> <p>董事会の構成員は、出資者職責履行機構が任命・派遣する。ただし、董事会構成員中の従業員代表は、会社従業員代表大会の選挙により選出する。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长由履行出资人职责的机构从董事会成员中指定。</p>	<p>董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、出資者職責履行機構が董事会構成員の中から指名する。</p>
<p>第一百七十四条 国有独资公司的经理由董事会聘任或者解聘。</p> <p>经履行出资人职责的机构同意，董事会成员可以兼任经理。</p>	<p>第一百七十四条 国有独資会社の經理は、董事会が任命又は解任する。</p> <p>出資者職責履行機構の同意を経て、董事会構成員は、經理を兼任することができる。</p>
<p>第一百七十五条 国有独资公司的董事、高级管理人员，未经履行出资人职责的机构同意，不得在其他有限责任公司、股份有限公司或者其他经济组织兼职。</p>	<p>第一百七十五条 国有独資会社の董事、高級管理職は、出資者職責履行機構の同意を得ない限り、その他の有限責任公司、股份有限公司又はその他の経営組織において兼職してはならない。</p>
<p>第一百七十六条 国有独资公司在董事会中设置由董事组成的审计委员会行使本法规定的监事会职权的，不设监事会或者监事。</p>	<p>第一百七十六条 国有独資公司是、董事会内に董事により構成される監査委員会を設置して本法に定める監事会の職権を行使させる場合、監事会又は監事を置かないことができる。</p>
<p>第一百七十七条 国家出资公司应当依法建立健全内部监督管理和风险控制制度，加强内部合规管理。</p>	<p>第一百七十七条 国家出資公司是、法により内部監督管理及びリスクコントロール制度を確立・整備し、内部コンプライアンス管理を強化しなければならない。</p>
<p>第八章 公司董事、监事、高级管理人员的资格和义务</p>	<p>第八章 会社の董事、監事、高級管理職の資格及び義務</p>
<p>第一百七十八条 有下列情形之一的，不得担任公司的董事、监事、高级管理人员：</p> <p>（一）无民事行为能力或者限制民事行为能力；</p> <p>（二）因贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或者破坏社会主义市场经济秩序，被判处刑罚，或者因犯罪被剥夺政治权利，执行期满未逾五年，被宣告缓刑的，自缓刑考验期满之日起未逾二年；</p> <p>（三）担任破产清算的公司、企业的董事或者厂长、经理，对该公司、企业的破产负有个人责任的，自该公司、企业破产清算完结之日起未逾三年；</p>	<p>第一百七十八条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、会社の董事、監事、高級管理職に就任してはならない。</p> <p>（一）民事行為能力の無い者又は民事行為能力を制限されている者</p> <p>（二）汚職、賄賂、財産横領、財産流用若しくは社会主義市場經濟秩序の破壊により刑罰に処され、又は犯罪により政治的權利を剥奪され、執行期間満了後5年に満たない者。執行猶予が宣告された場合、執行猶予期間満了日から2年に満たない者</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>（四）担任因违法被吊销营业执照、责令关闭的公司、企业的法定代表人，并负有个人责任的，自该公司、企业被吊销营业执照、责令关闭之日起未逾三年；</p> <p>（五）个人因所负数额较大债务到期未清偿被人民法院列为失信被执行人。</p> <p>违反前款规定选举、委派董事、监事或者聘任高级管理人员的，该选举、委派或者聘任无效。</p> <p>董事、监事、高级管理人员在任职期间出现本条第一款所列情形的，公司应当解除其职务。</p>	<p>（三）破産・清算した会社、企業の董事又は工場長、経理を務め、当該会社、企業の破産に個人として責任のある者であつて、当該会社、企業の破産・清算完了日から3年に満たないもの</p> <p>（四）法律違反により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた会社、企業の法定代表者を務め、かつ個人として責任のある者であつて、当該会社、企業が営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた日から3年に満たないもの</p> <p>（五）個人として負う金額が比較的大きな債務の期限が到来したにもかかわらず弁済が完了していないことにより人民法院によって信用喪失被執行人として登録された者</p> <p>前項の規定に違反して董事、監事を選出し、任命・派遣し、又は高級管理職を任命した場合、当該選出、任命・派遣又は任命は無効とする。</p> <p>董事、監事、高級管理職の在任期間中に本条第一項に掲げる事由が生じた場合、会社は、その職務を解かなければならない。</p>
<p>第一百七十九条 董事、监事、高级管理人员应当遵守法律、行政法规和公司章程。</p>	<p>第一百七十九条 董事、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び会社定款を遵守しなければならない。</p>
<p>第一百八十条 董事、监事、高级管理人员对公司负有忠实义务，应当采取措施避免自身利益与公司利益冲突，不得利用职权牟取不正当利益。</p> <p>董事、监事、高级管理人员对公司负有勤勉义务，执行职务应当为公司的最大利益尽到管理者通常应有的合理注意。</p> <p>公司的控股股东、实际控制人不担任公司董事但实际执行公司事务的，适用前两款规定。</p>	<p>第一百八十条 董事、監事、高級管理職は、会社に対して忠実義務を負い、自己の利益と会社の利益との相反を回避するための措置を講じなければならない。職権を利用して不当な利益を得てはならない。</p> <p>董事、監事、高級管理職は、会社に対して勤勉義務を負い、職務執行にあたっては会社の最大の利益のために管理者が通常尽くすべき合理的な注意義務を尽くさなければならない。</p> <p>会社の支配株主、実質的支配者が会社の董事に就任していないが会社事務を実際に執行する場合、前二項の規定を適用する。</p>
<p>第一百八十一条 董事、监事、高级管理人员不得有下列行为：</p> <p>（一）侵占公司财产、挪用公司资金；</p>	<p>第一百八十一条 董事、監事、高級管理職には、次の各号に掲げる行為があつてはならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>(二) 将公司资金以其个人名义或者以其他个人名义开立账户存储；</p> <p>(三) 利用职权贿赂或者收受其他非法收入；</p> <p>(四) 接受他人与公司交易的佣金归为己有；</p> <p>(五) 擅自披露公司秘密；</p> <p>(六) 违反对公司忠实义务的其他行为。</p>	<p>(一) 会社の財産を横領し、会社の資金を流用すること</p> <p>(二) 会社の資金をその個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること</p> <p>(三) 職権を利用して賄賂を贈り、又はその他の不法な収入を得ること</p> <p>(四) 他人と会社との取引のコミッションを受け取り、自己のものとする</p> <p>(五) 会社の機密を無断で開示すること</p> <p>(六) 会社に対する忠実義務に反するその他の行為</p>
<p>第一百八十二条 董事、监事、高级管理人员，直接或者间接与本公司订立合同或者进行交易，应当就与订立合同或者进行交易有关的事项向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过。</p> <p>董事、监事、高级管理人员的近亲属，董事、监事、高级管理人员或者其近亲属直接或者间接控制的企业，以及与董事、监事、高级管理人员有其他关联关系的关联人，与公司订立合同或者进行交易，适用前款规定。</p>	<p>第八十二条 董事、監事、高級管理職は、直接又は間接的に自社と契約を締結し、又は取引を行う場合、契約の締結又は取引の実行に関する事項を董事会又は株主会に報告し、かつ会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議により採択しなければならない。</p> <p>董事、監事及び高級管理職の近親者、董事、監事及び高級管理職又はその近親者が直接又は間接的に支配する企業、並びに董事、監事及び高級管理職とその他の関連関係がある関連者が会社と契約を締結し、又は取引を行う場合、前項の規定を適用する。</p>
<p>第一百八十三条 董事、监事、高级管理人员，不得利用职务便利为自己或者他人谋取属于公司的商业机会。但是，有下列情形之一的除外：</p> <p>(一) 向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过；</p> <p>(二) 根据法律、行政法规或者公司章程的规定，公司不能利用该商业机会。</p>	<p>第八十三条 董事、監事、高級管理職は、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために会社の商機を奪ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(一) 董事会又は株主会に報告し、かつ会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議により採択したとき</p> <p>(二) 法律、行政法規又は会社定款の規定に基づき、会社が当該商機を利用することができないとき</p>
<p>第一百八十四条 董事、监事、高级管理人员未向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规</p>	<p>第八十四条 董事、監事、高級管理職は、董事会又は株主会に報告し、かつ会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議により採択さ</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>定经董事会或者股东会决议通过，不得自营或者为他人经营与其任职公司同类的业务。</p>	<p>れない限り、在任する会社と同種の業務を自营し、又は他人のために経営してはならない。</p>
<p>第一百八十五条 董事会对本法第一百八十二条至第一百八十四条规定的事项决议时，关联董事不得参与表决，其表决权不计入表决权总数。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交股东会审议。</p>	<p>第百八十五条 董事会が本法第百八十二条から第百八十四条に定める事項を決議する場合、関連董事は、議決に参加してはならず、その議決権は議決権の総数に組み入れない。董事会会議に出席した関連関係のない董事の人数が3名に満たない場合、当該事項を株主会の審議にかけなければならない。</p>
<p>第一百八十六条 董事、监事、高级管理人员违反本法第一百八十一条至第一百八十四条规定所得的收入应当归公司所有。</p>	<p>第百八十六条 董事、監事、高級管理職が本法第百八十一条から第百八十四条の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属させなければならない。</p>
<p>第一百八十七条 股东会要求董事、监事、高级管理人员列席会议的，董事、监事、高级管理人员应当列席并接受股东的质询。</p>	<p>第百八十七条 株主会が董事、監事、高級管理職に会議への列席を要求する場合、董事、監事、高級管理職は、列席し、かつ株主の質問を受けなければならない。</p>
<p>第一百八十八条 董事、监事、高级管理人员执行职务违反法律、行政法规或者公司章程的规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第百八十八条 董事、監事、高級管理職は、職務の執行において法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第一百八十九条 董事、高级管理人员有前条规定的情形的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以书面请求监事会向人民法院提起诉讼；监事有前条规定的情形的，前述股东可以书面请求董事会向人民法院提起诉讼。</p> <p>监事会或者董事会收到前款规定的股东书面请求后拒绝提起诉讼，或者自收到请求之日起三十日内未提起诉讼，或者情况紧急、不立即提起诉讼将会使公司利益受到难以弥补的损害的，前款规定的股东有权为公司利益以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。</p> <p>他人侵犯公司合法权益，给公司造成损失的，本条第一款规定的股东可以依照前两款的规定向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第百八十九条 董事、高級管理職に前条に定める事由がある場合、有限責任会社の株主、180日以上連続して単独又は合計で会社の1%以上の株式を保有する股份有限公司の株主は、書面により監事会に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監事に前条に定める事由がある場合、上記株主は、書面により董事会に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。</p> <p>監事会若しくは董事会が前項に定める株主の書面による請求を受けた後に訴訟の提起を拒否し、若しくは請求を受けた日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に回復しがたい損害を与えうる場合、前項に定める株主は、会社の利益のために自己の名義によ</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>公司全资子公司的董事、监事、高级管理人员有前条规定情形，或者他人侵犯公司全资子公司合法权益造成损失的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之一以上股份的股东，可以依照前款规定书面请求全资子公司的监事会、董事会向人民法院提起诉讼或者以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。</p>	<p>り人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>他人が会社の合法的權益を侵害し、会社に損失を与えた場合、本条第一項に定める株主は、前二項の規定により人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社の完全子会社の董事、監事、高級管理職に前条に定める事由がある場合、又は他人が会社の完全子会社の合法的權益を侵害し、損失を与えた場合、有限責任会社の株主、180日以上連続して単独又は合計で会社の1%以上の株式を保有する股份有限公司の株主は、前三項の規定により書面により完全子会社の監事会、董事会に人民法院への訴訟の提起を請求することができ、又は自己の名義により人民法院に直接訴訟を提起することができる。</p>
<p>第一百九十条 董事、高级管理人员违反法律、行政法规或者公司章程的规定，损害股东利益的，股东可以向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第一百九十条 董事、高級管理職が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合、株主は、人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第一百九十一条 董事、高级管理人员执行职务，给他人造成损害的，公司应当承担赔偿责任；董事、高级管理人员存在故意或者重大过失的，也应当承担赔偿责任。</p>	<p>第一百九十一条 董事、高級管理職が職務を執行し、他人に損害を与えた場合、会社は、賠償責任を負わなければならない。董事、高級管理職に故意又は重大な過失がある場合、董事、高級管理職も賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第一百九十二条 公司的控股股东、实际控制人指示董事、高级管理人员从事损害公司或者股东利益的行为的，与该董事、高级管理人员承担连带责任。</p>	<p>第一百九十二条 会社の支配株主、実質的支配者は、董事、高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合、当該董事、高級管理職と連帯して責任を負う。</p>
<p>第一百九十三条 公司可以在董事任职期间为董事因执行公司职务承担的赔偿责任投保责任保险。</p> <p>公司为董事投保责任保险或者续保后，董事会应当向股东会报告责任保险的投保金额、承保范围及保险费率等内容。</p>	<p>第一百九十三条 会社は、董事の在任期間中に董事が会社職務執行により負う賠償責任について、責任保険に加入することができる。</p> <p>会社が董事のために責任保険に加入し、又は更新した後、董事会は、責任保険の保険金額、補償範囲及び保険料率等の内容を株主会に報告しなければならない。</p>
<p>第九章 公司债券</p>	<p>第九章 社債</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一百九十四条 本法所称公司债券，是指公司发行的约定按期还本付息的有价证券。</p> <p>公司债券可以公开发行，也可以非公开发行。</p> <p>公司债券的发行和交易应当符合《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。</p>	<p>第一百九十四条 本法にいう社債とは、会社が発行する、期日どおりに元利を償還することを約定する有価証券をいう。</p> <p>社債は、公开发行してもよいし、非公开发行としてもよい。</p> <p>社債の発行及び取引は、「中華人民共和国証券法」等の法律、行政法規の規定に合致しなければならない。</p>
<p>第一百九十五条 公开发行公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告公司债券募集办法。</p> <p>公司债券募集办法应当载明下列主要事项：</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）公司名称； （二）债券募集资金的用途； （三）债券总额和债券的票面金额； （四）债券利率的确定方式； （五）还本付息的期限和方式； （六）债券担保情况； （七）债券的发行价格、发行的起止日期； （八）公司净资产额； （九）已发行的尚未到期的公司债券总额； （十）公司债券的承销机构。 	<p>第一百九十五条 社債を公开发行する場合、国务院証券監督管理機構による登録を経たうえで、社債募集方法を公告しなければならない。</p> <p>社債募集方法には、次の各号に掲げる主な事項を明記しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）会社の名称 （二）債券により募集する資金の用途 （三）債券総額及び債券の券面額 （四）債券の利率の確定方式 （五）元利償還の期限及び方式 （六）債券の担保状況 （七）債券の発行価額、発行の開始日及び終了日 （八）会社の純資産額 （九）発行済みで償還期限が到来していない社債の総額 （十）社債の元引受機構
<p>第一百九十六条 公司以纸面形式发行公司债券的，应当在债券上载明公司名称、债券票面金额、利率、偿还期限等事项，并由法定代表人签名，公司盖章。</p>	<p>第一百九十六条 会社は、紙面の形式により社債を発行する場合、債券に会社の名称、社債の券面額、利率、償還期限等の事項を明記し、かつ法定代表者が署名し、会社が捺印しなければならない。</p>
<p>第一百九十七条 公司债券应当为记名债券。</p>	<p>第一百九十七条 社債は、記名債券としなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第一百九十八条 公司发行公司债券应当置备公司债券持有人名册。</p> <p>发行公司债券的，应当在公司债券持有人名册上载明下列事项：</p> <p>（一）债券持有人的姓名或者名称及住所；</p> <p>（二）债券持有人取得债券的日期及债券的编号；</p> <p>（三）债券总额，债券的票面金额、利率、还本付息的期限和方式；</p> <p>（四）债券的发行日期。</p>	<p>第九十八条 会社は、社債を発行する場合、社債保有者名簿を備え付けなければならない。</p> <p>社債を発行する場合、社債保有者名簿に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>（一）債券保有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>（二）債券保有者が債券を取得した日及び債券の番号</p> <p>（三）債券総額、債券の券面額、利率、元利償還の期限及び方式</p> <p>（四）債券の発行日</p>
<p>第一百九十九条 公司债券的登记结算机构应当建立债券登记、存管、付息、兑付等相关制度。</p>	<p>第九十九条 社債の登記決済機構は、債券登記、保管管理、利息支払、現金化等の関連制度を確立しなければならない。</p>
<p>第二百条 公司债券可以转让，转让价格由转让人与受让人约定。</p> <p>公司债券的转让应当符合法律、行政法规的规定。</p>	<p>第二百条 社債は、譲渡することができ、譲渡価格は、譲渡人と譲受人が約定する。</p> <p>社債の譲渡は、法律、行政法規の規定に合致しなければならない。</p>
<p>第二百零一条 公司债券由债券持有人以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式转让；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于公司债券持有人名册。</p>	<p>第二百零一条 社債は、債券保有者が裏書方式又は法律、行政法規に定めるその他の方式により譲渡する。譲渡後、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債保有者名簿に記載する。</p>
<p>第二百零二条 股份有限公司经股东会决议，或者经公司章程、股东会授权由董事会决议，可以发行可转换为股票的公司债券，并规定具体的转换办法。上市公司发行可转换为股票的公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册。</p> <p>发行可转换为股票的公司债券，应当在债券上标明可转换公司债券字样，并在公司债券持有人名册上载明可转换公司债券的数额。</p>	<p>第二百零二条 股份有限公司は、株主会の決議を経て、又は会社定款、株主会の授權により董事会の決議を経て、轉換社債を発行し、かつ具体的な轉換方法を定めることができる。上場会社は、轉換社債を発行する場合、國務院証券監督管理機構による登録を経なければならない。</p> <p>轉換社債を発行する場合、債券に轉換社債の文字を明示しなければならない。かつ債券保有者名簿に轉換社債の金額を明記しなければならない。</p>
<p>第二百零三条 发行可转换为股票的公司债券的，公司应当按照其转换办法向债券持有人换发</p>	<p>第二百零三条 轉換社債を発行する場合、会社は、その轉換方法に従い債券保有者に株式を轉換発行しなければならない。ただし、債券保有</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>股票，但债券持有人对转换股票或者不转换股票有选择权。法律、行政法规另有规定的除外。</p>	<p>者は、株式に転換するか否かについて選択権を有する。法律、行政法規に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第二百零四条 公开发行公司债券的，应当为同期债券持有人设立债券持有人会议，并在债券募集办法中对债券持有人会议的召集程序、会议规则和其他重要事项作出规定。债券持有人会议可以对与债券持有人有利害关系的事项作出决议。</p> <p>除公司债券募集办法另有约定外，债券持有人会议决议对同期全体债券持有人发生效力。</p>	<p>第二百零四条 社債を公开发行する場合、同一期間の債券保有者のために債券保有者会議を設立し、かつ債券募集方法において債券保有者会議の招集手続、会議規則及びその他の重要事項を定めなければならない。債券保有者会議は、債券保有者と利害関係を有する事項について決議を行うことができる。</p> <p>社債募集方法に別段の約定がある場合を除き、債券保有者会議の決議は、同一期間の全債券保有者に対して効力を生じる。</p>
<p>第二百零五条 公开发行公司债券的，发行人应当为债券持有人聘请债券受托管理人，由其为债券持有人办理受领清偿、债权保全、与债券相关的诉讼以及参与债务人破产程序等事项。</p>	<p>第二百零五条 社債を公开发行する場合、発行人は、債券保有者のために債券受託管理人を招聘しなければならない。債券受託管理人が債券保有者のために償還受取、債権保全、債券に関連する訴訟及び債務者の破産手続への参加等の事項を処理する。</p>
<p>第二百零六条 债券受托管理人应当勤勉尽责，公正履行受托管理职责，不得损害债券持有人利益。</p> <p>受托管理人与债券持有人存在利益冲突可能损害债券持有人利益的，债券持有人会议可以决议变更债券受托管理人。</p> <p>债券受托管理人违反法律、行政法规或者债券持有人会议决议，损害债券持有人利益的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二百零六条 債券受託管理人は、勤勉にその責任を尽くし、公正に受託管理職責を履行しなければならない。</p> <p>受託管理人と債券保有者との間に債券保有者の利益を損ないうる利益相反が存在する場合、債券保有者会議は、債券受託管理人の変更を決議することができる。</p> <p>債券受託管理人は、法律、行政法規又は債券保有者会議の決議に違反し、債券保有者の利益を損なった場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第十章 公司财务、会计</p>	<p>第十章 会社の財務、会計</p>
<p>第二百零七条 公司应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定建立本公司的财务、会计制度。</p>	<p>第二百零七条 会社は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定により自社の財務、会計制度を確立しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>第二百零八条 公司应当在每一会计年度终了时编制财务会计报告，并依法经会计师事务所审计。</p> <p>财务会计报告应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定制作。</p>	<p>第二百零八条 会社は、毎会計年度終了時に財務会計報告書を作成し、法により会計事務所の監査を受けなければならない。</p> <p>財務会計報告書は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定により作成しなければならない。</p>
<p>第二百零九条 有限责任公司应当按照公司章程规定的期限将财务会计报告送交各股东。</p> <p>股份有限公司的财务会计报告应当在召开股东会年会的二十日前置备于本公司，供股东查阅；公开发行股份的股份有限公司应当公告其财务会计报告。</p>	<p>第二百零九条 有限責任公司は、会社定款に定める期限どおりに財務会計報告書を各株主に送付しなければならない。</p> <p>股份有限公司の財務会計報告書は、株主会の年次総会開催の 20 日前までに自社に備え付け、株主の閲覧に供しなければならない。株式を公開発行する股份有限公司は、その財務会計報告書を公告しなければならない。</p>
<p>第二百一十条 公司分配当年税后利润时，应当提取利润的百分之十列入公司法定公积金。公司法定公积金累计额为公司注册资本的百分之五十以上的，可以不再提取。</p> <p>公司的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依照前款规定提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损。</p> <p>公司从税后利润中提取法定公积金后，经股东会决议，还可以从税后利润中提取任意公积金。</p> <p>公司弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，有限责任公司按照股东实缴的出资比例分配利润，全体股东约定不按照出资比例分配利润的除外；股份有限公司按照股东所持有的股份比例分配利润，公司章程另有规定的除外。</p> <p>公司持有的本公司股份不得分配利润。</p>	<p>第二百一十条 会社は、当年の税引後利益を分配する場合、利益の 10%を会社の法定準備金として積み立てなければならない。会社の法定準備金の累計額が会社の登録資本金の 50%以上である場合、それ以上積み立てないことができる。</p> <p>会社の法定準備金が過去の年度の欠損を補填するのに不足する場合、前項の規定により法定準備金を積み立てる前に、当年の利益をもって欠損を補填しなければならない。</p> <p>会社は、税引後利益から法定準備金を積み立てた後、株主会の決議を経て、税引後利益からさらに任意準備金を積み立てることができる。</p> <p>会社が欠損を補填し、準備金を積み立てた後の余剰の税引後利益について、有限責任公司は、全株主が出資比率に従わずに利益を分配することを約定している場合を除き、株主が実際に払い込んだ出資の比率に従い利益を分配する。股份有限公司は、会社定款に別段の規定がある場合を除き、株主の保有する株式の比率に従い利益を分配する。</p> <p>会社が保有する自己株式は、利益を分配してはならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>第二百一十一条 公司违反本法规定向股东分配利润的，股东应当将违反规定分配的利润退还公司；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二百一十一条 会社が本法の規定に違反して株主に利益を分配した場合、株主は、規定に違反して分配された利益を会社に返還しなければならない。会社に損失を与えた場合、株主及び責任を負う董事、監事、高級管理職は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百一十二条 股东会作出分配利润的决议的，董事会应当在股东会决议作出之日起六个月内进行分配。</p>	<p>第二百一十二条 株主会が利益分配の決議を行った場合、董事会は、株主会決議が行われた日から 6 か月以内に分配を行わなければならない。</p>
<p>第二百一十三条 公司以超过股票票面金额的发行价格发行股份所得的溢价款、发行无面额股所得股款未计入注册资本的金额以及国务院财政部门规定列入资本公积金的其他项目，应当列为公司资本公积金。</p>	<p>第二百一十三条 会社は、株券の券面額を超える発行価額で株式を発行することにより得た額面超過額、無額面株式を発行することにより得た株式払込金の登録資本金として未計上の金額及び国务院財政部門が資本準備金に組み入れることを定めるその他の項目は、会社の資本準備金に計上しなければならない。</p>
<p>第二百一十四条 公司的公积金用于弥补公司的亏损、扩大公司生产经营或者转为增加公司注册资本。</p> <p>公积金弥补公司亏损，应当先使用任意公积金和法定公积金；仍不能弥补的，可以按照规定使用资本公积金。</p> <p>法定公积金转为增加注册资本时，所留存的该项公积金不得少于转增前公司注册资本的百分之二十五。</p>	<p>第二百一十四条 会社の準備金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大又は会社の登録資本金への組み入れに用いる。</p> <p>準備金による会社の欠損の補填においては、まず任意準備金及び法定準備金を使用しなければならない。なおも補填することができない場合、規定に従い資本準備金を使用することができる。</p> <p>法定準備金を登録資本金に組み入れる場合、当該準備金の残高は、法定準備金組み入れ前の会社の登録資本金の 25%を下回ってはならない。</p>
<p>第二百一十五条 公司聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所，按照公司章程的规定，由股东会、董事会或者监事会决定。</p> <p>公司股东会、董事会或者监事会就解聘会计师事务所进行表决时，应当允许会计师事务所陈述意见。</p>	<p>第二百一十五条 会社が会社の監査業務を引き受ける会計事務所を招聘、解任する場合、会社定款の規定に従い、株主会、董事会又は監事会により決定する。</p> <p>会社の株主会、董事会又は監事会は、会計事務所の解任について議決を行う場合、会計事務所が意見を述べることを認めなければならない。</p>
<p>第二百一十六条 公司应当向聘用的会计师事务所提供真实、完整的会计凭证、会计账簿、财</p>	<p>第二百一十六条 会社は、招聘した会計事務所に対して、真実、完全な会計証憑、会計帳簿、財</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>财务会计报告及其他会计资料，不得拒绝、隐匿、谎报。</p>	<p>務會計報告書及びその他の会計資料を提供しなければならない、拒否、隠匿、虚偽報告をしてはならない。</p>
<p>第二百一十七条 公司除法定的会计账簿外，不得另立会计账簿。 对公司资金，不得以任何个人名义开立账户存储。</p>	<p>第二百一十七条 会社は、法定の会計帳簿以外に、別の会計帳簿を設けてはならない。 会社の資金について、いかなる個人名義によっても口座を開設して預金してはならない。</p>
<p>第十一章 公司合并、分立、增资、减资</p>	<p>第十一章 会社の合併、分割、増資、減資</p>
<p>第二百一十八条 公司合并可以采取吸收合并或者新设合并。 一个公司吸收其他公司为吸收合并，被吸收的公司解散。两个以上公司合并设立一个新的公司为新设合并，合并各方解散。</p>	<p>第二百一十八条 会社の合併は、吸収合併又は新設合併の形式をとることができる。 1つの会社がある他の会社を吸収するものを吸収合併といい、吸収される会社は解散する。2つ以上の会社が合併して1つの新会社を設立するものを新設合併といい、合併の各当事会社は解散する。</p>
<p>第二百一十九条 公司与其持股百分之九十以上的公司合并，被合并的公司不需经股东会决议，但应当通知其他股东，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权或者股份。 公司合并支付的价款不超过本公司净资产百分之十的，可以不经股东会决议；但是，公司章程另有规定的除外。 公司依照前两款规定合并不经股东会决议的，应当经董事会决议。</p>	<p>第二百一十九条 会社と会社が90%以上の株式を保有する会社と合併する場合、合併される会社は、株主会の決議を経る必要はないが、その他の株主に通知しなければならない。その他の株主は、会社に合理的な価格でその持分又は株式を買い取るよう請求する権利を有する。 企業合併の対価が自社の純資産の10%を超えない場合、株主会の決議を経ないことができる。ただし、会社定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。 会社は、前二項の規定により株主会の決議を経ずに合併する場合、董事会の決議を経なければならない。</p>
<p>第二百二十条 公司合并，应当由合并各方签订合并协议，并编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出合并决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，可以要求公司清偿债务或者提供相应的担保。</p>	<p>第二百二十条 会社が合併する場合、合併の各当事会社が合併契約を締結し、かつ貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。会社は、合併の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞上又は国家企業信用情報公示システム上で公告を行わなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内、通知を受けていない場合は公告の日から45日以内に、会社に債務の弁済</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>又は相応の担保の提供を要求することができる。</p>
<p>第二百二十一条 公司合并时，合并各方的债权、债务，应当由合并后存续的公司或者新设的公司承继。</p>	<p>第二百二十一条 会社が合併する場合、合併の各当事会社の債権、債務は、合併後に存続する会社又は新設される会社が承継しなければならない。</p>
<p>第二百二十二条 公司分立，其财产作相应的分割。</p> <p>公司分立，应当编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出分立决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。</p>	<p>第二百二十二条 会社を分割する場合、その財産についても相応に分割する。</p> <p>会社を分割する場合、貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。会社は、分割の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞又は国家企業信用信息公示システム上で公告を行わなければならない。</p>
<p>第二百二十三条 公司分立前的债务由分立后的公司承担连带责任。但是，公司在分立前与债权人就债务清偿达成的书面协议另有约定的除外。</p>	<p>第二百二十三条 会社分割前の債務については、分割後の会社が連帯して責任を負う。ただし、会社が分割前に債権者と債務の弁済について合意した書面に別段の約定がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第二百二十四条 公司减少注册资本，应当编制资产负债表及财产清单。</p> <p>公司应当自股东会作出减少注册资本决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，有权要求公司清偿债务或者提供相应的担保。</p> <p>公司减少注册资本，应当按照股东出资或者持有股份的比例相应减少出资额或者股份，法律另有规定、有限责任公司全体股东另有约定或者股份有限公司章程另有规定的除外。</p>	<p>第二百二十四条 会社は、登録資本金を減少させる場合、貸借対照表及び財産リストを作成しなければならない。</p> <p>会社は、株主会が登録資本金減少の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞又は国家企業信用信息公示システム上で公告を行わなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内、通知を受けていない場合は公告の日から45日以内に、会社に債務の弁済又は相応の担保の提供を要求する権利を有する。</p> <p>会社は、登録資本金を減少させる場合、株主の出資比率又は保有する株式の比率に従い出資額又は持分を相応に減少させなければならない。法律に別段の規定がある場合、有限責任会社の全株主間で別段の約定がある場合、又は股份有限公司の定款に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>第二百二十五条 公司依照本法第二百一十四条第二款的规定弥补亏损后，仍有亏损的，可以减少注册资本弥补亏损。减少注册资本弥补亏损的，公司不得向股东分配，也不得免除股东缴纳出资或者股款的义务。</p> <p>依照前款规定减少注册资本的，不适用前条第二款的规定，但应当自股东会作出减少注册资本决议之日起三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。</p> <p>公司依照前两款的规定减少注册资本后，在法定公积金和任意公积金累计额达到公司注册资本百分之五十前，不得分配利润。</p>	<p>第二百二十五条 会社は、本法第二百一十四条第二項の規定により欠損を補填した後、なおも欠損がある場合、登録資本金を減少させて欠損を補填することができる。登録資本金を減少させて欠損を補填する場合、会社は、株主に分配してはならず、また、株主の出資又は株式払込金の払込義務を免除してはならない。</p> <p>前項の規定により登録資本金を減少させる場合、前条第二項の規定を適用しない。ただし、株主会が登録資本金の減少について決議を行った日から 30 日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システム上で公告を行わなければならない。</p> <p>会社は、前二項の規定により登録資本金を減少させた後、法定準備金及び任意準備金の累計額が会社の登録資本金の 50%に達するまで、利益を分配してはならない。</p>
<p>第二百二十六条 违反本法规定减少注册资本的，股东应当退还其收到的资金，减免股东出资的应当恢复原状；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二百二十六条 本法の規定に違反して登録資本金を減少させた場合、株主は、受領した資金を返還しなければならない。株主の出資を減じた場合には、原状回復しなければならない。会社に損失を与えた場合、株主及び責任を負う董事、監事、高級管理職は、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百二十七条 有限责任公司增加注册资本时，股东在同等条件下有权优先按照实缴的出资比例认缴出资。但是，全体股东约定不按照出资比例优先认缴出资的除外。</p> <p>股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东不享有优先认购权，公司章程另有规定或者股东会决议决定股东享有优先认购权的除外。</p>	<p>第二百二十七条 有限責任会社が登録資本金を増加させる場合、株主は、同等の条件において、実際に払い込んだ出資の比率に従って優先的に出資の払込を引き受ける権利を有する。ただし、全株主が出資比率に従って優先的に出資を引き受けないことを約定している場合はこの限りでない。</p> <p>股份有限公司が登録資本金を増加させるために新株を発行する場合、株主は、優先引受権を享受しない。会社定款に別段の規定がある場合、又は株主会が株主が優先引受権を享受することを決定する決議を行った場合はこの限りでない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第二百二十八条 有限责任公司增加注册资本时，股东认缴新增资本的出资，依照本法设立有限责任公司缴纳出资的有关规定执行。</p> <p>股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东认购新股，依照本法设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。</p>	<p>第二百二十八条 有限責任会社が登録資本金を増加させる場合、株主による新たに増加する資本の出資引受については、本法の有限責任公司設立の出資払込に関する規定により行う。</p> <p>股份有限公司が登録資本金を増加させるために新株を発行する場合、株主による新株引受については、本法の股份有限公司設立の株式払込金の払込に関する規定に従って行う。</p>
<p>第十二章 公司解散和清算</p>	<p>第十二章 会社の解散及び清算</p>
<p>第二百二十九条 公司因下列原因解散：</p> <p>（一）公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现；</p> <p>（二）股东会决议解散；</p> <p>（三）因公司合并或者分立需要解散；</p> <p>（四）依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销；</p> <p>（五）人民法院依照本法第二百三十一条的规定予以解散。</p> <p>公司出现前款规定的解散事由，应当在十日内将解散事由通过国家企业信用信息公示系统予以公示。</p>	<p>第二百二十九条 会社は、次の各号に掲げる事由により解散する。</p> <p>（一）会社定款に定める営業期間が満了したとき又は会社定款に定めるその他の解散事由が生じたとき</p> <p>（二）株主会が解散の決議を行ったとき</p> <p>（三）会社の合併又は分割により解散が必要なとき</p> <p>（四）法により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき</p> <p>（五）人民法院が本法第二百三十一条の規定により解散させたとき</p> <p>会社は、前項に定める解散事由が生じた場合、10日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて解散事由を公示しなければならない。</p>
<p>第二百三十条 公司有前款第一款第一项、第二项情形，且尚未向股东分配财产的，可以通过修改公司章程或者经股东会决议而存续。</p> <p>依照前款规定修改公司章程或者经股东会决议，有限责任公司须经持有三分之二以上表决权的股东通过，股份有限公司须经出席股东会会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。</p>	<p>第二百三十条 会社に前条第一項第一号、第二号の事由があり、かつ株主に財産を分配していない場合、会社定款の修正又は株主会決議を経て存続させることができる。</p> <p>前項の規定により会社定款を修正し、又は株主会の決議を経る場合、有限責任公司是3分の2以上の議決権を有する株主により採択しなければならない。股份有限公司は株主会会議に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上により採択しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第二百三十一条 公司经营管理发生严重困难，继续存续会使股东利益受到重大损失，通过其他途径不能解决的，持有公司百分之十以上表决权的股东，可以请求人民法院解散公司。</p>	<p>第二百三十一条 会社の経営管理に重大な困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決できない場合、会社の10%以上の議決権を保有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。</p>
<p>第二百三十二条 公司因本法第二百二十九条第一款第一项、第二项、第四项、第五项规定而解散的，应当清算。董事为公司清算义务人，应当在解散事由出现之日起十五日内组成清算组进行清算。</p> <p>清算组由董事组成，但是公司章程另有规定或者股东会决议另选他人的除外。</p> <p>清算义务人未及时履行清算义务，给公司或者债权人造成损失的，应当承担赔偿责任。</p>	<p>第二百三十二条 会社は、本法第二百二十九条第一款第一号、第二号、第四号、第五号の規定により解散する場合、清算しなければならない。董事は、会社の清算義務者として、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を組成し、清算を行わなければならない。</p> <p>清算委員会は董事により構成される。ただし、会社定款に別段の規定がある場合、又は株主会が他の人員を選出することを決議した場合はこの限りでない。</p> <p>清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百三十三条 公司依照前条第一款的规定应当清算，逾期不成立清算组进行清算或者成立清算组后不清算的，利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。人民法院应当受理该申请，并及时组织清算组进行清算。</p> <p>公司因本法第二百二十九条第一款第四项的规定而解散的，作出吊销营业执照、责令关闭或者撤销决定的部门或者公司登记机关，可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。</p>	<p>第二百三十三条 会社は、前条第一項の規定により清算を行わなければならないが、期限内に清算委員会を成立させて清算を行わず、又は清算委員会を成立させた後に清算を行わない場合、利害関係者は、人民法院に対して、関連人員を指定して清算委員会を組成し、清算を行わせるよう申請することができる。人民法院は、当該申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を組織して清算を行わせなければならない。</p> <p>会社が本法第二百二十九条第一款第四号の規定により解散する場合、営業許可証を取り消し、閉鎖を命じ、又は取り消す決定を行った部門又は会社登記機関は、人民法院に対して、関連人員を指定して清算委員会を組成し、清算を行わせるよう申請することができる。</p>
<p>第二百三十四条 清算组在清算期间行使下列职权：</p> <p>（一）清理公司财产，分别编制资产负债表和财产清单；</p>	<p>第二百三十四条 清算委員会は、清算期間において次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）会社の財産を整理し、貸貸対照表及び財産リストを作成すること</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>(二) 通知、公告债权人； (三) 处理与清算有关的公司未了结的业务； (四) 清缴所欠税款以及清算过程中产生的税款； (五) 清理债权、债务； (六) 分配公司清偿债务后的剩余财产； (七) 代表公司参与民事诉讼活动。</p>	<p>(二) 債権者に通知し、又は公告を行うこと (三) 清算に関連する会社の残留業務を処理すること (四) 未納の税金及び清算の過程において生じた税金を納付すること (五) 債権、債務を整理すること (六) 会社が債務を弁済した後の残余財産を分配すること (七) 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること</p>
<p>第二百三十五条 清算组应当自成立之日起十日内通知债权人，并于六十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人应当自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，向清算组申报其债权。</p> <p>债权人申报债权，应当说明债权的有关事项，并提供证明材料。清算组应当对债权进行登记。</p> <p>在申报债权期间，清算组不得对债权人进行清偿。</p>	<p>第二百三十五条 清算委員会は、成立の日から10日以内に債権者に通知しなければならない、かつ60日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システム上で公告を行わなければならない。債権者は、通知を受けた日から30日以内、通知を受けていない場合は公告の日から45日以内に、清算委員会にその債権を申告しなければならない。</p> <p>債権者は、債権を申告する場合、債権に関連する事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、債権について登記を行わなければならない。</p> <p>債権の申告期間中、清算委員会は、債権者に対して弁済を行ってはならない。</p>
<p>第二百三十六条 清算组在清理公司财产、编制资产负债表和财产清单后，应当制订清算方案，并报股东会或者人民法院确认。</p> <p>公司财产在分别支付清算费用、职工的工资、社会保险费用和法定补偿金，缴纳所欠税款，清偿公司债务后的剩余财产，有限责任公司按照股东的出资比例分配，股份有限公司按照股东持有的股份比例分配。</p> <p>清算期间，公司存续，但不得开展与清算无关的经营活动。公司财产在未依照前款规定清偿前，不得分配给股东。</p>	<p>第二百三十六条 清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成した後、清算案を制定し、かつ株主会又は人民法院に確認を求めなければならない。</p> <p>会社の財産で清算費用、従業員賃金、社会保険料及び法定補償金をそれぞれ支払い、未納の税金を納付し、会社の債務を弁済した後の残余財産は、有限責任公司においては株主の出資比率に従い分配し、股份有限公司においては株主の保有する株式比率に従い分配する。</p> <p>清算期間中において、会社は存続するが、清算と無関係の経営活動を行ってはならない。会社</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
	<p>の財産は、前項の規定により弁済がなされるまで、株主に分配してはならない。</p>
<p>第二百三十七条 清算組在清理公司財產、編制資產負債表和財產清單後，發現公司財產不足清償債務的，應當依法向人民法院申請破產清算。</p> <p>人民法院受理破產申請後，清算組應當將清算事務移交給人民法院指定的破產管理人。</p>	<p>第二百三十七條 清算委員會は、会社の資産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成した後、会社の財産が債務の弁済に不足することを発見した場合、法により人民法院に破産清算を申請しなければならない。</p> <p>人民法院が破産申請を受理した後、清算委員會は、清算事務を人民法院が指定する破産管財人に引き継がなければならない。</p>
<p>第二百三十八條 清算組成員履行清算職責，負有忠實義務和勤勉義務。</p> <p>清算組成員怠於履行清算職責，給公司造成損失的，應當承擔賠償責任；因故意或者重大過失給債權人造成損失的，應當承擔賠償責任。</p>	<p>第二百三十八條 清算委員會の構成員は、清算の職責を履行し、忠實義務及び勤勉義務を負う。</p> <p>清算委員會の構成員は、清算の職責の履行の懈怠より会社に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。故意又は重大な過失により債権者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第二百三十九條 公司清算結束後，清算組應當制作清算報告，報股東會或者人民法院確認，並报送公司登記機關，申請注銷公司登記。</p>	<p>第二百三十九條 会社の清算が終了した後、清算委員會は、清算報告書を作成し、株主会又は人民法院に確認を求め、かつ会社登記機關に提出し、会社登記の抹消を申請しなければならない。</p>
<p>第二百四十條 公司在存續期間未產生債務，或者已清償全部債務的，經全體股東承諾，可以按照規定通過簡易程序注銷公司登記。</p> <p>通過簡易程序注銷公司登記，應當通過國家企業信用信息公示系統予以公告，公告期限不少於二十日。公告期限屆滿後，未有異議的，公司可以在二十日內向公司登記機關申請注銷公司登記。</p> <p>公司通過簡易程序注銷公司登記，股東對本條第一款規定的內容承諾不實的，應當對注銷登記前的債務承擔連帶責任。</p>	<p>第二百四十條 会社の存続期間中に債務が発生せず、又は全ての債務を弁済済みである場合、全株主の誓約を経て、規定に従い簡易手続により会社登記を抹消することができる。</p> <p>簡易手続により会社登記を抹消する場合、国家企業信用情報公示システム上で公告を行わなければならない。公告期間は 20 日を下回ってはならない。公告期間満了後、異議申立が無かった場合、会社は、20 日以内に会社登記機關に会社登記の抹消を申請することができる。</p> <p>会社が簡易手続により会社登記を抹消する場合、株主は、本条第一項に定める内容の誓約が不実であったとき、登記抹消前の債務について連帯責任を負わなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國会社法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第二百四十一条 公司被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销，满三年未向公司登记机关申请注销公司登记的，公司登记机关可以通过国家企业信用信息公示系统予以公告，公告期限不少于六十日。公告期限届满后，未有异议的，公司登记机关可以注销公司登记。</p> <p>依照前款规定注销公司登记的，原公司股东、清算义务人的责任不受影响。</p>	<p>第二百四十一条 会社が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、又は抹消されてから3年を超えているにもかかわらず、会社登記機関に対して会社登記の抹消を申請しなかった場合、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システム上で公告を行うことができる。公告期間は60日を下回らない。公告期間満了後、異議がなかった場合、会社登記機関は、会社登記を抹消することができる。</p> <p>前項の規定により会社登記を抹消する場合、もとの会社株主、清算義務者の責任は影響を受けない。</p>
<p>第二百四十二条 公司被依法宣告破产的，依照有关企业破产的法律实施破产清算。</p>	<p>第二百四十二条 会社が法により破産を宣告された場合、企業破産に関する法律により破産清算を実施する。</p>
<p>第十三章 外国公司的分支机构</p>	<p>第十三章 外国会社の分支機構</p>
<p>第二百四十三条 本法所称外国公司，是指依照外国法律在中华人民共和国境外设立的公司。</p>	<p>第二百四十三条 本法にいう外国会社とは、外国の法律により中華人民共和国国外で設立された会社をいう。</p>
<p>第二百四十四条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当向中国主管机关提出申请，并提交其公司章程、所属国的公司登记证书等有关文件，经批准后，向公司登记机关依法办理登记，领取营业执照。</p> <p>外国公司分支机构的审批办法由国务院另行规定。</p>	<p>第二百四十四条 外国会社は、中華人民共和国国内に分支機構を設立する場合、中国の主管機関に申請を行い、かつその会社定款、所属国の会社登記証書等の関連文書を提出しなければならない。認可を経た後、会社登記機関で法により登記を行い、営業許可証を受領しなければならない。</p> <p>外国会社の分支機構の審査認可規則は、国务院が別途定める。</p>
<p>第二百四十五条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当在中华人民共和国境内指定负责该分支机构的代表人或者代理人，并向该分支机构拨付与其所从事的经营活动相适应的资金。</p> <p>对外国公司分支机构的的经营资金需要规定最低限额的，由国务院另行规定。</p>	<p>第二百四十五条 外国会社は、中華人民共和国国内に分支機構を設立する場合、中華人民共和国国内において当該分支機構について責任を負う代表者又は代理人を指定し、かつ当該分支機構にその従事する経営活動に相応しい資金を支給しなければならない。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>外国会社の分支機構の経営資金について最低限度額を定める必要がある場合、國務院が別途定める。</p>
<p>第二百四十六条 外国公司的分支机构应当在其名称中标明该外国公司的国籍及责任形式。 外国公司的分支机构应当在本机构中置备该外国公司章程。</p>	<p>第二百四十六条 外国会社の分支機構は、その名称において当該外国会社の国籍及び責任形態を明示しなければならない。 外国会社の分支機構は、自機構に当該外国会社の定款を備え付けなければならない。</p>
<p>第二百四十七条 外国公司在中华人民共和国境内设立的分支机构不具有中国法人资格。 外国公司对其分支机构在中华人民共和国境内进行经营活动承担民事责任。</p>	<p>第二百四十七条 外国会社が中華人民共和國国内に設立する分支機構は、中国法人の資格を有しない。 外国会社は、その分支機構が中華人民共和國国内で行う経営活動について民事責任を負う。</p>
<p>第二百四十八条 经批准设立的外国公司分支机构，在中华人民共和国境内从事业务活动，应当遵守中国的法律，不得损害中国的社会公共利益，其合法权益受中国法律保护。</p>	<p>第二百四十八条 認可を経て設立された外国会社の分支機構は、中華人民共和國国内で事業活動を行うにあたり、中国の法律を遵守しなければならない。中国の社会公共の利益を損なってはならず、その合法的權益は中国の法律による保護を受ける。</p>
<p>第二百四十九条 外国公司撤销其在中华人民共和国境内的分支机构时，应当依法清偿债务，依照本法有关公司清算程序的规定进行清算。未清偿债务之前，不得将其分支机构的财产转移至中华人民共和国境外。</p>	<p>第二百四十九条 外国会社が中華人民共和國国内の分支機構を廃止する場合、法により債務を弁済し、本法の会社清算手続に関する規定により清算を行わなければならない。債務を弁済するまで、その分支機構の財産を中華人民共和國国外に移転してはならない。</p>
<p style="text-align: center;">第十四章 法律责任</p>	<p style="text-align: center;">第十四章 法的責任</p>
<p>第二百五十条 违反本法规定，虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司登记的，由公司登记机关责令改正，对虚报注册资本的公司，处以虚报注册资本金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实的公司，处以五万元以上二百万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十条 本法の規定に違反し、登録資本金を偽って報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽して会社登記を行った場合、会社登記機関が是正を命じ、登録資本金を偽って報告した会社に対しては、偽って報告した登録資本金額の5%以上15%以下の過料を科する。虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽した会社に対しては、5万人民元以上200万人民元以下の過料を科する。情状が重</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
	<p>大な場合には、営業許可証を取り消す。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、3万人民元以上30万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十一条 公司未依照本法第四十条规定公示有关信息或者不如实公示有关信息的，由公司登记机关责令改正，可以处以一万元以上五万元以下的罚款。情节严重的，处以五万元以上二十万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十一条 会社が本法第四十条の規定により関連情報を公示せず、又は関連情報を事実のおおりに公示しなかった場合、会社登記機関が是正を命ずるものとし、1万人民元以上5万人民元以下の過料を科することができる。情状が重大な場合、5万人民元以上20万人民元以下の過料を科し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、1万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十二条 公司的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关责令改正，可以处以五万元以上二十万元以下的罚款；情节严重的，处以虚假出资或者未出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十二条 会社の発起人、株主が虚偽の出資を行い、出資とする貨幣又は非貨幣性財産を払い込まず、又は期日どおりに払い込まない場合、会社登記機関が是正を命ずるものとし、5万人民元以上20万人民元以下の過料を科することができる。情状が重大な場合、虚偽の出資又は出資しなかった金額の5%以上15%以下の過料を科する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、1万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十三条 公司的发起人、股东在公司成立后，抽逃其出资的，由公司登记机关责令改正，处以所抽逃出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十三条 会社の発起人、株主が会社成立後にその出資を不正回収した場合、会社登記機関が是正を命じ、不正回収した出資金額の5%以上15%以下の過料を科する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、3万人民元以上30万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十四条 有下列行为之一的，由县级以上人民政府财政部门依照《中华人民共和国会计法》等法律、行政法规的规定处罚：</p> <p>（一）在法定的会计账簿以外另立会计账簿；</p> <p>（二）提供存在虚假记载或者隐瞒重要事实的财务会计报告。</p>	<p>第二百五十四条 次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合、県級以上の人民政府財政部門が「中華人民共和國會計法」等の法律、行政法規の規定により処罰する。</p> <p>（一）法定の会計帳簿以外に別の会計帳簿を設けたとき</p> <p>（二）虚偽の記載があり、又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告書を提出したとき</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>第二百五十五条 公司在合并、分立、减少注册资本或者进行清算时，不依照本法规定通知或者公告债权人的，由公司登记机关责令改正，对公司处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十五条 会社が合併、分割、登録資本金の減少又は清算を行う場合において、本法の規定により債権者に通知し、又は公告しないときは、会社登記機関が是正を命じ、会社に対して1万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十六条 公司在进行清算时，隐匿财产，对资产负债表或者财产清单作虚假记载，或者在未清偿债务前分配公司财产的，由公司登记机关责令改正，对公司处以隐匿财产或者未清偿债务前分配公司财产金额百分之五以上百分之十以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百五十六条 会社が清算を行う場合において、財産を隠匿し、貸借対照表若しくは財産リストに虚偽の記載を行い、又は債務弁済前に会社の財産を分配したときは、会社登記機関が是正を命じ、会社に対して隠匿した財産又は債務弁済前に分配した会社の財産の金額の5%以上10%以下の過料を科する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、1万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百五十七条 承担资产评估、验资或者验证的机构提供虚假材料或者提供有重大遗漏的报告的，由有关部门依照《中华人民共和国资产评估法》、《中华人民共和国注册会计师法》等法律、行政法规的规定处罚。</p> <p>承担资产评估、验资或者验证的机构因其出具的评估结果、验资或者验证证明不实，给公司债权人造成损失的，除能够证明自己没有过错的外，在其评估或者证明不实的金额范围内承担赔偿责任。</p>	<p>第二百五十七条 資産評価、出資検査又は検証を引き受けた機構が虚偽の資料又は重大な遺漏のある報告書を提供した場合、関連部門が「中華人民共和國資産評価法」、「中華人民共和國登録會計士法」等の法律、行政法規の規定により処罰する。</p> <p>資産評価、出資検査又は検証を引き受けた機構は、その発行した評価結果、出資検査又は検証の証明が不実であったことにより、会社の債権者に損失を与えた場合、自らに過失がなかったことを証明できるときを除き、その評価又は証明が不実であった金額の範囲内において賠償責任を負う。</p>
<p>第二百五十八条 公司登记机关违反法律、行政法规规定未履行职责或者履行职责不当的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予政务处分。</p>	<p>第二百五十八条 会社登記機関が法律、行政法規の規定に違反して職責を履行せず、又は職責の履行が不適切である場合、責任を負う指導者及び直接責任者に対して法により政務処分を行う。</p>
<p>第二百五十九条 未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司名义的，或者未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司的分公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司的分公司名义的，由公</p>	<p>第二百五十九条 有限責任公司若しくは股份有限公司として法により登記していないにもかかわらず、有限責任公司若しくは股份有限公司の名義を冒用し、又は有限責任公司若しくは股份有限公司の支店として法により登記していないにもかかわらず、有限責任公司若しくは</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023年修订） 2023年12月29日公布 2024年7月1日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023年改正） 2023年12月29日公布 2024年7月1日施行</p>
<p>司登记机关责令改正或者予以取缔，可以并处十万元以下的罚款。</p>	<p>股份有限公司の支店の名義を冒用した場合、会社登記機関が是正を命じ、又は差し止めるものとし、10万人民元以下の過料を併科することができる。</p>
<p>第二百六十条 公司成立后无正当理由超过六个月未开业的，或者开业后自行停业连续六个月以上的，公司登记机关可以吊销营业执照，但公司依法办理歇业的除外。</p> <p>公司登记事项发生变更时，未依照本法规定办理有关变更登记的，由公司登记机关责令限期登记；逾期不登记的，处以一万元以上十万元以下的罚款。</p>	<p>第二百六十条 会社成立後に正当な理由なく6か月を超えても開業せず、又は開業後に6か月以上連続して自ら営業を停止した場合、会社登記機関は、営業許可証を取り消すことができる。ただし、会社が法により休業手続を行っている場合はこの限りでない。</p> <p>会社の登記事項に変更が発生した場合において、本法の規定により関連の変更登記を行わないときは、会社登記機関が期限を定めて登記するよう命ずる。期限を徒過しても登記しない場合、1万人民元以上10万人民元以下の過料を科する。</p>
<p>第二百六十一条 外国公司违反本法规定，擅自在中华人民共和国境内设立分支机构的，由公司登记机关责令改正或者关闭，可以并处五十万元以上二百万元以下的罚款。</p>	<p>第二百六十一条 外国会社が本法の規定に違反し、無断で中華人民共和國国内に分支機構を設立した場合、会社登記機関が是正又は閉鎖を命ずるものとし、5万人民元以上20万人民元以下の過料を併科することができる。</p>
<p>第二百六十二条 利用公司名义从事危害国家安全、社会公共利益的严重违法行为的，吊销营业执照。</p>	<p>第二百六十二条 会社の名義を利用して国家安全、社会公共の利益を脅かす重大な違法行為に従事した場合、営業許可証を取り消す。</p>
<p>第二百六十三条 公司违反本法规定，应当承担民事赔偿责任和缴纳罚款、罚金的，其财产不足以支付时，先承担民事赔偿责任。</p>	<p>第二百六十三条 会社が本法の規定に違反し、民事賠償責任を負い、かつ過料、罰金を納付すべき場において、その財産が支払いに不足するときは、民事賠償責任を優先して負う。</p>
<p>第二百六十四条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p>第二百六十四条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p style="text-align: center;">第十五章 附則</p>	<p style="text-align: center;">第十五章 附則</p>
<p>第二百六十五条 本法下列用语的含义：</p> <p>（一）高级管理人员，是指公司的经理、副经理、财务负责人，上市公司董事会秘书和公司章程规定的其他人员。</p>	<p>第二百六十五条 本法における次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。</p>

<p>中华人民共和国公司法（2023 年修订） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日生效</p>	<p>中華人民共和國公司法（2023 年改正） 2023 年 12 月 29 日公布 2024 年 7 月 1 日施行</p>
<p>（二）控股股东，是指其出资额占有限责任公司资本总额超过百分之五十或者其持有的股份占股份有限公司股本总额超过百分之五十的股东；出资额或者持有股份的比例虽然低于百分之五十，但依其出资额或者持有的股份所享有的表决权已足以对股东会的决议产生重大影响的股东。</p> <p>（三）实际控制人，是指通过投资关系、协议或者其他安排，能够实际支配公司行为的人。</p> <p>（四）关联关系，是指公司控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员与其直接或者间接控制的企业之间的关系，以及可能导致公司利益转移的其他关系。但是，国家控股的企业之间不仅因为同受国家控股而具有关联关系。</p>	<p>（一）高級管理職とは、会社の経理、副経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者をいう。</p> <p>（二）支配株主とは、その出資額が有限責任会社の資本総額の 50%超を占める株主、又はその保有する株式が股份有限公司の株式資本総額の 50%超を占める株主、及び出資額又は保有株式の比率は 50%未満であるが、その出資額又は保有株式により享受する議決権が株主会の決議に重大な影響を与えるのに十分である株主をいう。</p> <p>（三）実質的支配者とは、投資関係、合意又はその他の手配によって会社の行為を実質的に支配できる者をいう。</p> <p>（四）関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらさうるその他の関係をいう。ただし、国が持分を支配する企業間では、国により持分を支配されていることのみによって関連関係を有することはない。</p>
<p>第二百六十六条 本法自 2024 年 7 月 1 日起施行。</p> <p>本法施行前已登记设立的公司，出资期限超过本法规定的期限的，除法律、行政法规或者国务院另有规定外，应当逐步调整至本法规定的期限以内；对于出资期限、出资额明显异常的，公司登记机关可以依法要求其及时调整。具体实施办法由国务院规定。</p>	<p>第二百六十六条 本法は、2024 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>本法施行前に登記設立済みの会社について、出資期限が本法に定める期限を超えている場合、法律、行政法規又は国务院に別段の規定があるときを除き、段階的に本法に定める期限内へと調整しなければならない。出資期限、出資額に明らかな異常がある場合、会社登記機関は、法により遅滞なく調整するよう要求することができる。具体的な実施規則は、国务院が定める。</p>